

輝く青春のために

—ともに高校生活を考える—

保護者の方へ



大阪府立高等学校 P T A 協議会

は し が き

現代の社会は、情報化・国際化などの進展に伴い著しい進歩発展を遂げるとともに、他方では地球環境汚染などの困難な課題に直面しています。このような時代にあって価値観や生活様式も多様化し、今の高校生は、かつて私たちがそうであった頃とは随分異なった環境のもとで高校生活を送っています。また高校生の時期は精神的・肉体的に成長が著しく、あらためて子育ての難しさを痛感することが多いものです。

本協議会では、こうした保護者の悩みに応えて、高校生になった子どもを理解し、その高校生活を側面から援助していくときの参考にさせていただくため、府立学校長協会の多大なご協力を得て、家庭教育資料を作成し昭和63年に初版を発行いたしました。

その後、平成21年度に時代に即して全面改訂し表題も「輝く青春のために ― ともに高校生活を考える ― 」として、新版を発刊させていただきましたが、令和5年度に入ってデジタル化をすすめ、Web上での公開という形をとることとなりました。広くWeb上での公開となりましたので、表現や説明を簡略化した部分もありますが、引き続き新入生の保護者の方々に利用していただくとともに、PTAの研修の場でも活用していただければ幸いです。

令和6年3月

大阪府立高等学校PTA協議会

も く じ

はしがき	1
1 社会の変化と子ども.....	4
(1) 社会の変化.....	4
(2) 現代の子どもたち.....	5
2 わが子の理解とつきあい方.....	6
(1) 思春期とは.....	6
(2) 思春期の心理と保護者.....	6
(3) 親子のつきあい方.....	7
3 大阪の教育がめざすもの.....	9
「大阪府教育振興基本計画」から.....	9
4 高校での学び.....	12
(1) 学力とは何か.....	12
(2) 教育課程.....	13
(3) 人権尊重の教育.....	13
(4) 障がい者とともに.....	15
(5) 国際理解教育.....	16
(6) 学校行事、部活動など.....	17
(7) ボランティア活動.....	18
(8) 意欲と学び方.....	18
5 将来の進路.....	20
(1) 進路選択と保護者のかかわり方.....	20
(2) 大学・短大への進学について.....	21
(3) 専修学校（専門学校）への進学について.....	22
(4) 就職について.....	23
6 悩み多き若者のために.....	25
(1) しつけについて.....	25
(2) 遅刻・欠席について.....	25
(3) 留年・退学.....	26
(4) 学校におけるストレス.....	28
(5) 不登校について.....	28
(6) 教育相談利用のすすめ.....	30

7	高校生をめぐる諸問題.....	31
(1)	携帯・スマホ（スマートフォン）やインターネット.....	31
(2)	喫煙・飲酒の問題.....	32
(3)	いじめについて.....	33
(4)	万引き.....	34
(5)	薬物（大麻・危険ドラッグ・覚醒剤）.....	35
(6)	性について.....	36
(7)	アルバイトをどのように考えるか.....	37
(8)	停学等の懲戒処分.....	38
(9)	子どもの発するシグナル・サインのキャッチ.....	39
8	開かれた学校.....	41
(1)	「こころの再生」府民運動.....	41
(2)	家庭教育と学校教育.....	42
(3)	地域社会と学校.....	43
(4)	学校教育自己診断と学校運営協議会.....	43
(5)	P T A活動.....	45
資料1	授業料・就学支援金・奨学金・その他の貸付・融資制度の概要.....	46
資料2	各種教育相談等窓口.....	50
資料3	通信制・単位制高等学校、高等職業技術専門学校等.....	54
資料4	大阪府立高等学校関連の見舞金・給付・補償等の各制度の概要.....	55
	大阪府立高等学校P T A協議会規約（抜粋）.....	57

1 社会の変化と子ども

(1) 社会の変化

- ◆ 情報化や国際化の進む現代社会の中にあっては主体性をもつことが大切です。
- ◆ 異なる文化や生活にふれ、世界を広げましょう。
- ◆ 社会の変化を見据え、家庭、学校、地域それぞれのあり方を考えましょう。

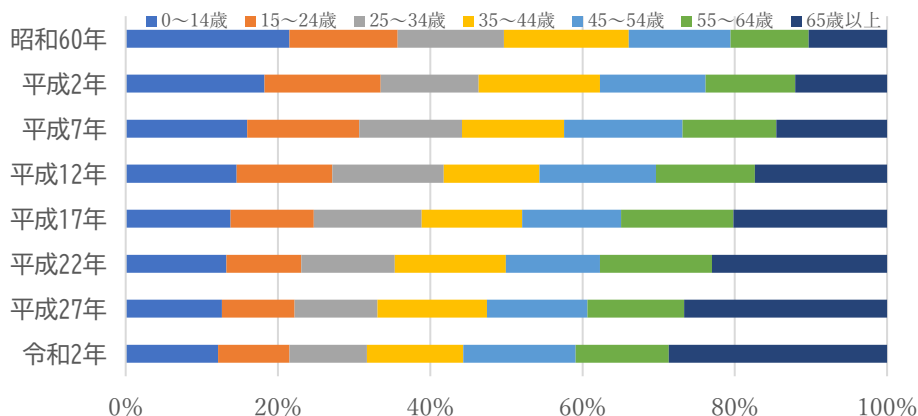
現代では、コンピュータなどの ICT（インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー）が広く普及し、これらを有効に活用することによって、生活の利便性や仕事の効率性を高めることができます。このような情報化社会においては、生活の中に氾濫する多くの情報に振り回されることなく、自分がどういう情報を必要とし、それをどう活用するのかといった、情報に対する主体性や選択能力をもつことが必要となります。情報化が進めば進むほど、生活や仕事の中で何を求めるのかとか、何を実現したいのかといった目的意識や課題の明確化が求められます。

情報化とともに青少年が直面しなければならないのは、国際化の流れです。毎年多くの日本人が海外を訪れ、海外からも多くの人々が日本を訪れます。今、私たちのまわりには世界のさまざまな国からきた人々が住んでいます。これからの時代を生きる子どもたちにとって、異文化に対する理解や国際交流を深め、国際感覚を育てていくことが大切ではないでしょうか。

また、わが国は世界に例をみない急速な高齢化社会を迎えようとしています。令和 5 年版の高齢社会白書によりますと、総人口が減少する中で 65 歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和 19 年（2037）年に 33.3%で、3 人に 1 人となると見込まれており、若い世代にとっても、身近な問題として高齢化について考えていく必要があります。

子どもたちが、変化する社会に対して責任ある行動がとれる人間へと成長できるよう、環境を整えるのは私たち大人の責任です。家庭や学校や地域が、教育環境を整えるうえで果たすそれぞれの役割やあり方について、今一度考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

年齢別人口推移表



資料：総務省統計局統計調査部国勢調査課「国勢調査報告」「人口推計年報」から

(2) 現代の子どもたち

- ◆ 高校生の頃は自己を認識する時期です。
- ◆ 参加体験により、他者や社会への理解を身につけていきます。

今の子どもたちの特徴として、やさしさや感受性、すぐれた表現力をもつ一方で、社会的な問題に対する関心や自分の行動に対する責任感の弱さを指摘されることがあります。こういったことは、子どもたちの生活経験と関係があるのではないのでしょうか。

かつては家庭生活と並んで、地域生活や親戚づきあいといったものがいろいろなことを学び場として機能していました。しかし、今では地域生活や親戚づきあいは限られたものになっています。

子どもたちは、友だち関係を非常に大切にします。友だち関係はいつの時代でも子どもの成長にとって重要なものですが、大人とのつながりが弱くなったことや、インターネット・スマートフォンなどが急激に普及したことで、子どもたちの友だち関係も、以前に比べて趣味や好みが共通する同じ年齢層の狭い仲間の関係に限られる傾向があるようです。少ない仲間との狭い関係に閉じこもり、広い世界とのつながりを体験する機会が少なくなっています。

高校生の時期は、その後の人生に対する生きる姿勢を模索し、一人ひとりが自分なりに生き方や生きがいを見いだす時期でもあります。さまざまな体験を通じて社会的な視野を広めたり社会に対する役割意識を身につけたりしていきます。

そのため、家庭や学校だけでなく、子どもたちが多様な場に参加することが必要です。そのことによって、それまで気づけなかった自分の一面を発見したり、新たな友だちを見つけたりすることができます。また、まわりの人との関係も違った見方で見ることもできるようにもなるでしょう。参加体験は自己を表現したいという欲求を生み、そこから自分の行動が他の人々に影響を与えるのだという意識や、他の人々とのつながりの中で自分が生きているのだという実感が生まれます。社会やまわりの人間に対するこのような連帯感、協調性、責任感を育てることが、思春期の重要な課題の一つだと言ってもよいでしょう。

学校に通う意義（「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成 30 年度）」

内閣府 令和元年 6 月）

※意義がある（「意義があった(ある)」+「どちらかといえば意義があった(ある)」)の割合

■ 「友達との友情をはぐくむ」:

フランス (81.2%)、ドイツ (79.8%)、イギリス (78.6%)、アメリカ (76.3%)、韓国 (73.2%)、
日本 (70.5%)、スウェーデン (68.7%)

■ 「自由な時間を楽しむ」:

フランス (84.2%)、ドイツ (82.5%)、アメリカ (76.8%)、イギリス (74.9%)、日本 (72.7%)、
スウェーデン (61.6%)、韓国 (55.1%)

■ 「仕事に必要な技術や能力を身に付ける」:

ドイツ (87.2%)、フランス (86.9%)、アメリカ (84.4%)、スウェーデン (81.4%)、イギリス (81.4%)、
韓国 (69.5%)、日本 (59.4%)

■ 「一般的・基礎的知識を身に付ける」:

フランス (93.7%)、ドイツ (91.5%)、アメリカ (89.7%)、イギリス (88.6%)、スウェーデン (87.7%)、
韓国 (81.7%)、日本 (80.4%)

2 わが子の理解とつきあい方

(1) 思春期とは

- ◆ 思春期は二つの疑問に直面しています。
- ◆ 思春期は自分探しの旅です。
- ◆ 親子の信頼は、思春期の「しんどさ」への共感から

思春期とは、医学的には「第二性徴から成人になるまで」とされています。しかし現実を生きる子どもたちには、そんな単純なものではありません。

子どもたちは「大きくなったら電車の運転手になるんだ」とか「看護師さんになる」とか自分の将来像を描きながら成長します。しかし、現実問題として「自分はどんな大人になれるのだろうか」という疑問に直面するのは、思春期に入ってからです。小学校高学年になって第二性徴が始まり、身体が男性の身体へ、あるいは女性の身体へと変化する中で、「自分は人間として、どう生きていきたいのだろうか」、「大人社会の中でどのように生きていきたいのだろうか」という人生の根幹に関わる疑問が湧きあがってきます。

このような二つの疑問をかかえながら、その答えを探し求める旅、すなわち自分探しの旅が思春期です。

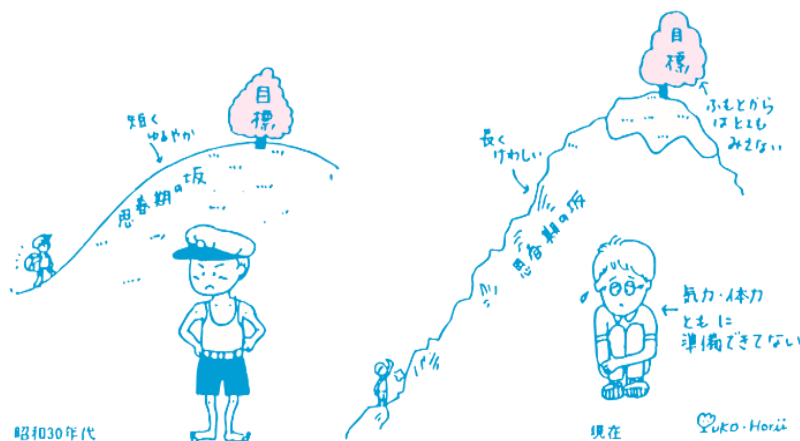
現代の高校生が乗り越えようとしている思春期は、保護者の世代が越えてきた思春期よりも長く、険しいものです。そのうえ一本道ではありません。誘惑の多い回り道がいたるところにあります。

この苦しい自分探しの旅をしている思春期の子どもたちに対して、保護者が「しんどいやらなあ」と共感できることが思春期の子どもたちとの信頼関係を築く基礎であり、その信頼関係があって初めて、保護者としての役割が果たせるのではないのでしょうか。

(2) 思春期の心理と保護者

- ◆ 小学生の頃とは違う思春期特有の心の動きを理解しましょう。
- ◆ 高校生の子どもの矛盾した言動に、冷静に対応しましょう。
- ◆ 保護者は子どものモデルになりましょう。

不登校に代表される思春期の社会不適応の原因を考える概念図



(資料：原田正文著『学校に行きたくないとされたとき』農文協刊 1993年より)

前ページの図は、現代の思春期の「しんどさ」を概念的にあらわしたものです。図では、

- ① 思春期が長く険しくなったこと
- ② 巣立っていくべき大人社会が、子どもからは見えにくくなっていること

の二つを示しています。

高校生をもつ保護者の役割の一つは、見えにくくなっている目標、大人社会の代表として、子どものモデルになることだと思います。

「どのように生きてほしいのだろうか」という人生の根幹にかかわる疑問に直面した思春期の子どもたちは、少年・少女期とは違った、思春期特有の心の動きを示します。保護者が思春期の子どもモデルになるためには、思春期特有の心の動きを理解することが必要です。

思春期特有の心の動きにはいろいろありますが、「両価性」という言葉をぜひ心に留めておいていただきたいと思います。「両価性」という言葉は聞きなれない言葉だと思いますが、相反する価値概念、例えば、好きと嫌い、独立と依存、尊敬と軽蔑などが、同時にあるいは間をおかずに現れることをさしています。

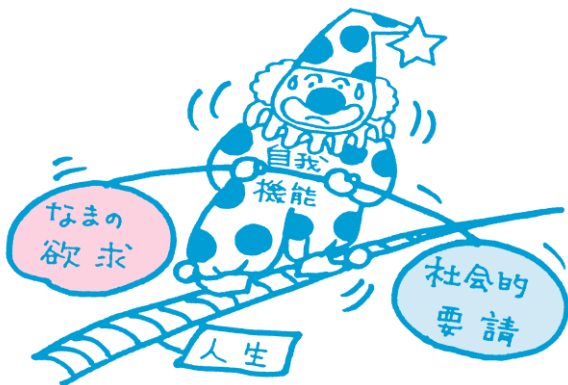
例えば「お父さんなんか嫌いや」と強く言う場合、その言葉をそのまま受け取って、父親が子どもから離れてしまうのでは子どもの真意を理解できていません。子どもは父親に期待し、求めるものがあるからこそ、強く父親を拒否する言葉を投げかけるのです。このような場合には、どんな父親が期待され、求められているのかと考えることが必要です。

思春期の子どもたちの言葉は、「その反対のことも同時に言っている」と考えて、冷静に対応する必要があります。言葉をそのまま受け取っていちいち保護者が反応しますと、親子関係がこじれてしまいます。

保護者としては、思春期特有の心理をよく理解することによって、子どもが大人社会に巣立っていくためのモデルの役割をしっかりと果たしていきましょう。

(3) 親子のつきあい方

- ◆ 大人の「正論」は思春期の子ども心には届きません。
- ◆ 保護者と子どもが対等の人間として向かい合しましょう。



(資料：原田正文著『不登校をプラス思考で乗り越える
親子の道しるべ、30の事例』農文協刊 1994年より)

中学生は「両価性」が強く、保護者に依存する反面、激しく反抗し、「保護者や大人を否定する」時期です。ところが、高校生になると、自分を見つめる力がつき、感情の「両価性」は少なくなってきました。高校生は

「新しい大人」を発見する時期といわれています。高校生の「新しい大人」とはどのようなことでしょうか。前ページの図は、心の健康な状態を概念的に示したものです。心の健康とは「……したい」という「自分個人の赤裸々な欲求」と「……すべきだ」という「社会的要請」のバランスがとれている状態です。思春期になりますと「なまの欲求」も「社会的要請」も大きく変化します。そして、それらはお互いに矛盾することが多いため、そのバランスのとり方に悩み苦しみます。思春期の子どもはこれらの矛盾する事柄を、保護者や大人がどのように考え、生きているのか、それを聞きたいのです。そして、大人のバランス感覚を理解できるところまで成長した高校生は、保護者や大人の生き方・バランスのとり方を聞くことによって「新しい大人の見聞」を体験するのです。

例えば「お父さんが子どもに話をしてください」と言いますと、子どもを座らせて、説教をしたり、お父さんがどんなに努力したかなどを話されることがあります。しかし、そのような「……べきだ」という話は大人の「正論」ですが、子どもの心には響きません。しらけるばかりです。聞きたいのはバランスのとり方です。

高校生に対しては、保護者が対等の人間として向かい合い、保護者自身の弱さも隠さずに話すことが大切です。そして、矛盾の中で保護者がどのように考え、何を生きがいにして生きているのかを話すことです。その中で、子どもは「新しい大人との出会い」を経験し、巣立っていきます。思春期には人との出会いが大切です。どのような人と出会えるかは、その子の人生に大きな影響を与えます。願わくば、保護者や大人は子どもに「新しい大人との出会い」を体験させることができる人でありたいものです。

3 大阪の教育がめざすもの

「大阪府教育振興基本計画」から

◆ 大阪府では、大阪府教育行政基本条例に基づき「大阪府教育振興基本計画」を平成 25 年に策定し、子どもたち一人ひとりが豊かな人間性を備え、次代の社会を担う自立した大人となる力を身につけることができるよう、取組みをすすめてきました。

第 1 次計画が、令和 4 年度、最終年度を迎えたことから、これまでの取組みによる成果と課題を踏まえ、子どもたちが大阪の良さを継承しつつ、時代の変化を乗り越えるとともに、将来を生き抜く力を身につけられるよう、大阪の子どもたちの未来を拓く教育の実現をめざし、それを実現するための羅針盤として第 2 次大阪府教育振興基本計画を策定しました。

【計画期間】

令和 5 年度を初年度とする、令和 14 年度までの 10 年間の計画です。

【大阪の教育がはぐくむ人物像】

大阪の都市発展の歴史を振り返ると、「民の力」が大きな原動力となり、大阪を発展させてきた。そのような大阪の人や街が持つ特色を「良さ」として捉え、子どもたちが大阪の良さを継承しつつ、時代の変化を乗り越えるとともに、将来を生き抜く力を身につけられるよう、大阪の教育がはぐくむ人物像として、以下の 3 つを掲げ、子どもたちの資質・能力を育成していきます。

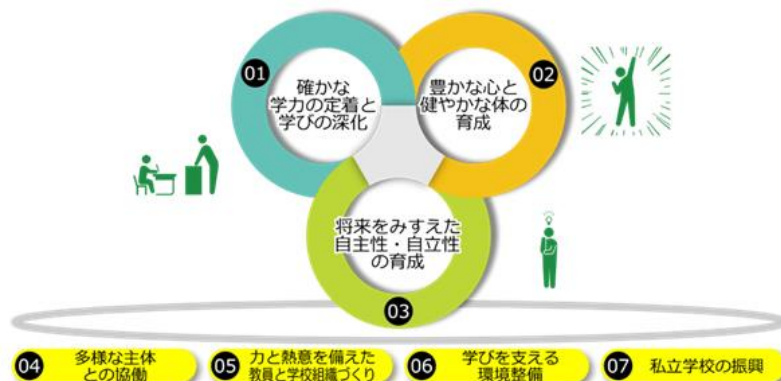
人生を自ら
切り拓いていく人

認め合い、尊重し
協働していく人

世界や地域とつながり
社会に貢献していく人

【基本方針】

子どもたちの資質・能力を育成するにあたって、施策等の方向性の基となる 7 つの基本方針を設定します。なお、基本方針の設定にあたっては、一貫した教育の方向性を示すため、小学校・中学校・高校・支援学校等の校種を超えて取組みをとりまとめました。



《基本方針1》 確かな学力の定着と学びの深化

◇方向性

- ・すべての学びの基礎となる確かな学力を定着させ、自ら考え将来を生き抜く力を育成します。
- ・国際社会で活躍する人材の育成や学び直しの提供など、多様化するニーズに応じた学びを実現します。
- ・個々の障がいの状況に応じた合理的配慮を的確に行うとともに、子どもたちの多様性や教育ニーズに適切に対応した学びを提供します。

◇重点取組

- ①個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化
- ②社会や地域とつながる探究的な学習の実践
- ③グローバル社会を見据えた英語教育・ICT活用の推進
- ④障がいのある子どもたちの教育の充実
- ⑤配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実
- ⑥特色・魅力ある府立高校づくりの推進
- ⑦活力ある学校づくりをめざす府立高校の再編整備の推進

《基本方針2》 豊かな心と健やかな体の育成

◇方向性

- ・命の大切さや他者への思いやり、相手を尊重し認め合う心を学ぶことにより、豊かな心や人権意識をはぐくみます。
- ・専門家や福祉機関等とも連携し、いじめや不登校等の子どもたちが抱える問題の解決、ヤングケアラーへの支援に取り組みます。
- ・より良い運動習慣や生活習慣の定着を通して、健やかな体を育成します。

◇重点取組

- ⑧豊かな心のはぐくみ
- ⑨セーフティネットとなる居場所づくりの推進
- ⑩運動への興味・関心の向上と運動による体力づくりの推進
- ⑪健康を保持・増進する生活習慣づくりの推進

《基本方針3》 将来をみすえた自主性・自立性の育成

◇方向性

- ・幼児教育の質を向上させ、学校教育との円滑な接続を図ります。
- ・実社会とつながるキャリア教育を幼児教育から高校での教育まで一貫して推進し、粘り強くあきらめない自主性・自立性を育成します。

◇重点取組

- ⑫人格形成の基礎を培う幼児教育の充実
- ⑬夢や志を持って粘り強くチャレンジする姿勢の育成

《基本方針4》 多様な主体との協働

◇方向性

- ・様々な体験を通じて学びを深め、学ぶ意義を実感するとともに、子どもたちに地域や社会の一員としての自覚と行動を促すよう、多様な主体と協働します。
- ・学校が担う福祉的役割が十分発揮されるよう、専門人材と協働した「チーム学校」を構築します。

◇重点取組

- ⑭地域・大学・企業等との連携や多様な人材との連携
- ⑮教育コミュニティづくりをはじめとする社会教育の推進
- ⑯子ども・保護者・府民への魅力・情報発信の推進

《基本方針5》 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり

◇方向性

- ・教職を魅力あるものとし、熱意ある優秀な教員を計画的に確保・育成します。
- ・多様な機関や人材と連携した学校経営、学校組織づくりを進めます
- ・働き方改革により、子どもたちに向き合う時間や、自己研鑽、ワークライフバランスの充実に充てる時間を創出し、指導力やモチベーションの向上に繋がります。

◇重点取組

- ⑰子どもたちや保護者の個々のニーズ、社会や教育現場の変革に向き合う資質・能力を備えた教員の確保・育成
- ⑱経営感覚を持った学校組織づくりの推進
- ⑲教員の働き方改革の推進

《基本方針6》 学びを支える環境整備

◇方向性

- ・安全・安心の確保やユニバーサル・デザイン、環境配慮の観点を加えた学校施設の整備をめざします。

◇重点取組

- ⑳施設等の計画的な整備の推進
- ㉑災害時の備えの充実と安全・安心な教育環境の確保

《基本方針7》 私立学校の振興

◇方向性

- ・私立学校が特色・魅力ある教育を実践できるよう、支援を行います。
- ・子どもたちが自由に学校選択できる機会を保障するとともに、大阪の教育力の向上を図ります。

◇重点取組

- ㉒さらなる特色・魅力づくりへの支援
- ㉓公私を問わない自由な学校選択の機会の保障

4 高校での学び

(1) 学力とは何か

- ◆ 生涯学び続けるための基礎・基本を
- ◆ どんな社会になっても、たくましく生き抜く力を
そのために、
 - ・ 自分から学ぶ意欲を
 - ・ 自分で考え、判断し、表現できる力を
 - ・ 生き方の探求を

◇ 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

◇ 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

(「高等学校学習指導要領」〈文部科学省〉から)

これからの変化の激しい社会においては、学校で学んだ知識のみで社会生活を営むのではなく、子どもたち一人ひとりが自ら個性を発揮し、困難な場面に立ち向かい、未来を切り拓いていく力が求められます。このために必要となるのは、自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」などの「生きる力」です。

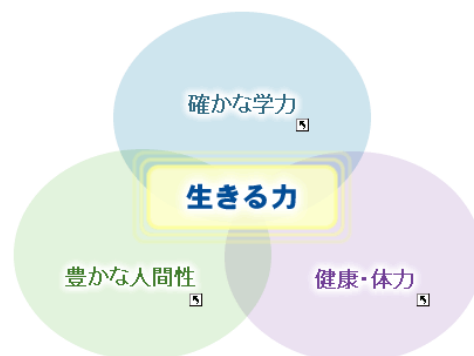
学校教育では、学校で学んだ力を活用し、これからの生涯学習社会の中で、社会に出た後も生涯学び続けることができる基礎的な資質や能力をはぐくむことを重視しています。

そのためにも、これからの子どもたちには、基礎的・基本的な「知識や技能」はもちろんですが、これに加えて、「学ぶ意欲」や「思考… 力・判断力・表現力など」を含めた幅広い学力を育てることが必要です。これを「確かな学力」といいます。

大学や企業の人事担当者も、今の子どもについて論理的思考力や問題発見力、行動力・実行力などについて課題があると指摘しています。また、全国的・国際的な学力調査では、今の日本の子どもたちは、学ぶ意欲や判断力、表現力に課題があることが指摘されています。

学習指導要領では、高等学校においては義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るとともに、高校生としての基礎的・基本的な知識や技能と教養を身に付けさせ、そのうえで各学校において生徒の興味・関心、進路希望等に応じて選択肢を設けるなど工夫した教育課程を組むことができるようになっていきます。

しかしながら、これらの「力」は学校だけで修得させることができるものではありません。家庭における学習習慣や読書習慣をつけることや今の生活や子どもの将来の夢などを話し合い、学習する目



的をはっきりとさせ、学習意欲を高めるなど、学校と家庭とが連携して取り組んでいかななくてはできないことも多々あります。学校と協力し、一緒になって子どもを育てていく姿勢が大切です。

(2) 教育課程

- ◆ 教育課程（カリキュラム）に、各高校の特色があらわれます。
- ◆ コースや科目の選択に際しては、保護者の助言も必要です。

平成 30 年に告示された新しい学習指導要領は、令和 4 年度から高等学校において実施されています。

新しい学習指導要領では、教育基本法や学校教育法などを踏まえ、「生きる力」をはぐくむという学習指導要領の理念を実現するため、育成をめざす資質・能力を、①「知識・技能」、②「思考力・判断力・表現力等」、③「学びに向かう力・人間性等」に再整理されました。

これらの三つの資質・能力の育成を実現するために、それぞれの学校で工夫された教育課程（カリキュラム）がつくられています。特に高等学校においては、その教育課程（カリキュラム）は、小・中学校以上に学校による違いが大きくなっています。それは、小・中学校以上に、高等学校では、入学してくる生徒の興味関心や進路希望が多様だからです。

高等学校では、中学校までの学習の成果を定着させ、基礎的基本的なことをしっかりと学ぶためにすべての子どもたちが共通して同じ教科・科目を学んだうえで、一人ひとりの興味・関心や進路に対する希望によって、数多い教科・科目の中から選択できるようなカリキュラムが、それぞれの学校の工夫によってつくられています。多くの高等学校では、1 年生はすべての生徒が共通して同じ教科・科目を学び、2 年生からコースを選択したり、科目を選択したりするような教育課程を組んでいます。

各学校では、それに向けて 1 年生の段階で生徒から進路に対する希望を聞き、それに必要な科目選択をするよう指導しています。もちろん、まだまだ漠然とした希望しか答えられない生徒が多いのですが、誤った科目を選択して後悔するようなことがないようにしていかなくてはなりません。

保護者としては、日頃から子どもに対して、これまでの経験などの話をしたり、子どもの夢や希望について話を聞いたりすることが必要です。そのようなことを通して、子どもは少しずつはっきりとした将来像を描けるようになってきます。子どもの希望する進路や興味・関心は何なのかをしっかりと見極め、将来のために必要とされる学習内容は何なのか、また、今、たりない力は何なのかなどを子どもと話し合い、担任の先生を交えて相談しながら、子どもが積極的に多様な選択肢の中から選択していけるように働きかけていくことが大切です。

(3) 人権尊重の教育

- ◆ 府立学校で推進されている人権尊重の教育の内容は、社会の変化とともに広がり、深まりを増しています。
- ◆ 日頃から人権を尊重する態度を持ちましょう。そのことが、子どもの人権感覚・人権意識の醸成に大きな影響を与えます。

府立学校では、憲法や教育基本法の精神を踏まえ、大阪府教育庁の「人権教育基本方針」・「人権教育推進プラン」等に基づいて人権教育を推進しています。府立学校における人権尊重の教育には、女性、子ども、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティにかかる問題の解決など、様々な課題があります。

女性の人権については、「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年施行）や「おおさか男女共同参画プラン」（令和 3 年策定）等の整備が図られてきました。しかし、人々の意識や慣行の中に残る固定的な性別役割分担意識や、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）・デートDV等が社会問題となっています。こうした課題を踏まえ、子どもたちが性別に捉われずに個性や能力を発揮することができるよう、教育活動の充実に努めています。

子どもの人権については、「こども基本法（令和 5 年施行）の趣旨を踏まえ、すべての子どもが、心身の状況や置かれている環境などに関わらず、一人の個人として尊重され、社会で将来にわたって幸せに生活していくことができるよう、取組みを進めているところです。しかし、いじめや薬物乱用、家庭における児童虐待、学校における体罰、インターネット上の誹謗中傷など、子どもたちを取り巻く課題は多岐にわたり、時には命に関わる深刻な状況も生み出されています。子どもたちが安心して学ぶことができる環境整備のため、支援体制の構築などに努めています。

障がい者の人権については、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが地域社会の中で豊かに生きることをめざす「ともに学び、ともに育つ」教育を推進しています。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年施行）の趣旨も踏まえ、一人ひとりの状況に応じた教育を進めています。府立高校においても、知的障がいのある生徒を対象とした「自立支援コース」・「共生推進教室」設置校をはじめ、子どもたちが集団の中で互いを尊重しながら、ともに学んでいます。

同和問題（部落差別）については、その解決を図るため、国及び地方公共団体が地域改善対策を実施してきた結果、生活環境の整備は進みました。しかし、今なお差別発言やインターネット上での差別的な書き込み、結婚・就職等における差別など、差別意識の解消が十分に進んでいるとは言えない状況にあります。そのため、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年施行）も踏まえ、人権教育の一環としての同和教育の推進に努めています。

在日外国人の人権については、日本と韓国・朝鮮との歴史的経緯によって日本で生まれ育った韓国・朝鮮人の子どもや、様々な国につながるの子どもが学んでいる状況を踏まえ、子どもたちが多様な文化や価値観を理解し、互いに違いを認め合いながら、共に生きる社会を築いていくための取組みを進めています。在日外国人の子どもが自らの誇りを高め、本名を使用することができる環境づくりに努めたり、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法、平成 28 年施行）も踏まえ、民族や国籍等を理由とした差別を解消するための教育を進めたりしています。さらに、新たに渡日する子どもが増加し、その国籍が多様化する中、日本語指導が必要な子どもに対しては、日本語の習得や母語・母文化の保障などに向けた支援の充実に努めています。

性の多様性については、性的指向・性自認のあり方が一人ひとり異なることについて、社会の理解が十分進んでいるとは言えず、性的マイノリティの子どもがいじめや差別の対象とされやすい現実があります。子ども一人ひとりが性のあり方に関わらず自分らしく生きていくことができるよう、困難を抱える子どもに向き合うとともに、子どもたちが性の多様性について理解を深める教育を推進しています。

これらの他にも、人権に関しては様々な課題があります。人権尊重の教育を通じて、子どもたちが人権や人権問題について正しく理解し、自他の権利を尊重する態度と行動力を身につけることが求められています。あらゆる差別を許さない、人権が尊重された社会の実現に向けて、子ども・保護者・教職員等が、ともに人権感覚や人権意識を高めていくことが大切です。

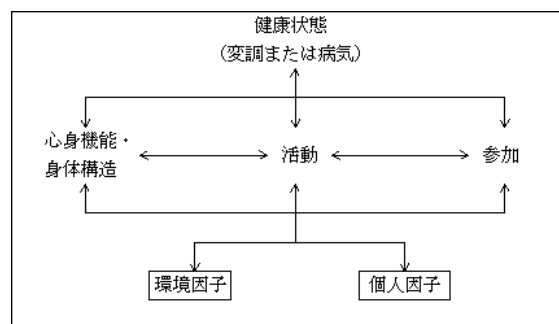
(4) 障がい者とともに

- ◆ ノーマライゼーションの理念について理解を深めましょう。
- ◆ 障がいのある人々にとって、日常生活の障壁とは何でしょうか。
- ◆ 「ともに生きる社会」をめざして

府民の一人ひとりが、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、障がいのある人を取り巻く諸問題を身近な問題であると認識し、これらの問題に自ら取り組む働きかけや環境づくりに取り組んでいくことが重要です。

従来、ともすれば、不屈の精神力と不断の努力をもって障がいと闘ってきた人々に対して「障がいを乗り越えて」とか「ハンディを克服して」と称賛してきました。しかし、障がいのある人が生きるためにたいへんな努力を必要とする社会が普通の社会であってよいのでしょうか。「国際障害者年」（1981年）とこれに続く「国連・障害者の十年」（1983年～1992年）において、各種の施策が進められたこともあり、「障がいのある人も地域の中で普通の暮らしができる社会に」というノーマライゼーションの理念が徐々に定着してきました。しかし、実際に、障がいのある人が地域社会の中で普通の生活をしようとするとき、社会活動に大きなハンディキャップ（社会的不利）を負わされています。

平成13（2001）年5月、世界保健機関（WHO）総会において、人間の生活機能と障がいの分類法としてICFが採択されました。



（厚生労働省HPより）

この新しい分類法は、社会参加を制限する要因を個人の障がいだけに求めず、学校の状況や対人関係、教員や保護者の関わり方など障がいのある人を取り巻く環境因子を課題として捉え、環境との相互作用を調整し、様々な活動に参加できるよう、適切な支援によって障がいのある人の負担を軽減するという視点に立つものです。

大阪府では、平成4年に「大阪府福祉のまちづくり条例」が策定（令和2年3月27日改定）されました。また、第5次大阪府障がい者計画（令和3年3月）は、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念とし、「合理的な配慮の実践」「支援の拡充」に加え、「地域を育む」観点を盛り込むことで、インクルーシブな社会の実現をめざしています。

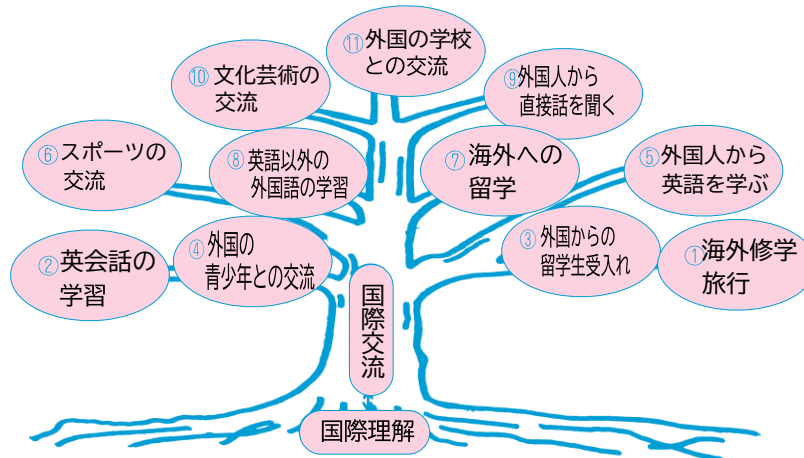
大阪府教育委員会では、これらの理念やいわゆる「障害者差別解消法」（平成28年4月施行）に基づいて、引き続き、各学校で適切に対応されるよう取組みを進めています。

学校教育においても「ともに学び、ともに育つ」ことを基本に教育を推進し、ともに学ぶ機会の更なる充実を図るとともに、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深める啓発に努めています。

(5) 国際理解教育

- ◆ 国際化時代における学校教育の対応は・・・
- ◆ 高校生の留学と留学生の受け入れ先は・・・
- ◆ 高校生が考えている国際交流とは・・・

国際化に対応して学校で実施してほしいこと



国際的なスポーツの大会や、海外からの修学旅行生・留学生の受け入れにより、世界各地の人々との交流が活発になっています。

このような状況の中で、次代を担う青少年が、外国の文化や伝統を正しく理解（異文化理解）し、それを尊重する態度や外国の人々との実践的なコミュニケーション能力（語学力など）を養うことは、極めて重要なことです。

現在、府立高校でも、国際化の進展に対応し、語学力の充実を図るため、外国語英語指導員（NET）等が配置され、直接語学指導に当たっています。国際文化科やグローバル科をはじめ、多くの府立高校で海外から帰国した生徒や留学生の受け入れなどが行われています。普通科高校の一部でも「国際理解」「英会話」「グローバルスタディーズ」及び英語以外の外国語などの授業が実施されています。

また、小さな親善大使とも言われている高校生の海外留学も、様々な国を行き先として実施されています。人生で一番多感な時代に、外国で自らが生活体験をとおしてさまざまなことを学ぶのは、極めて有意義なことです。

他方、海外（特にアジアを中心とした地域）からの留学生受け入れについても、ホームステイなどを含め、私たち一人ひとりがより前向きに考える必要があると思います。

ところで、現在の高校生は国際理解を進めるために、具体的にどのようなことに興味・関心をもっているのでしょうか。文部科学省の調査によりますと、上の図のとおり、海外修学旅行、英会話の学習、外国の青少年との交流等、さまざまな回答を寄せています。国際化が進展するなかで、21世紀を生きる国際感覚豊かな青年の育成に努めていきたいものです。

府立高校生の留学情報

(1) 海外への留学 (3 カ月以上)

(令和 4 年度) (人)

順位	留 学 先	生徒数
1	アメリカ	14
2	カナダ	7
3	オーストラリア	2
3	ドイツ	2
そ の 他		7
計		32

(2) 外国人留学生 (3 ヶ月以上) の受入

(令和 4 年度) (人)

順位	出 身 国	生徒数
1	ドイツ	6
2	アメリカ	4
3	イタリア	3
そ の 他		14
計		27

(6) 学校行事、部活動など

- ◆ ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事を特別活動とといいます。
- ◆ 生徒が自主的・実践的に活動を行う場として部活動があります。
- ◆ これらの活動は、人間形成のうえで大変重要です。

友人を得る、人間関係を豊かにする、スポーツや趣味に打ちこむ。生き生きと学校生活を送っている子どもの姿は、保護者から見て嬉しくもあり、好ましくもあるものです。

子どもたちの高校での学校生活の基礎となる集団であり、主な生活の場となるのがホームルームです。ホームルーム活動は、その活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい生活づくりに参画し、自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てることを目的としています。ホームルームや学校で、友人ができ、自分の居場所を見つけることで、学校生活はより楽しくなり、授業にも身が入るようになります。

生徒会活動は、学校の全生徒が参加し、さまざまな組織をつくり、そこでの活動を通して学校生活の充実と向上を図るための活動です。ホームルーム活動と同様、さまざまな活動を通して協力し、諸問題を解決していく中で、自主性や望ましい人間関係がつくられていきます。

学校行事とは、入学式や卒業式などの式典や、文化祭、体育祭、遠足、修学旅行などのことです。これらの活動を通して子どもたちはクラスや学年、学校への帰属意識が高まり、集団生活の楽しさを満喫することができます。

部（クラブ）活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものですが、スポーツや文化、科学などに親しむ中で、学習意欲や責任感、連帯感が養われていきます。共通の興味や関心に基づいてつくられた任意の集団です。部活動を通して子どもたちは、専門的な知識・技能を身につけ、部員間の切磋琢磨や先輩・後輩との付き合いといった経験を通し、苦楽をともにして、いわゆる「同じ釜の飯を食べた」人間関係ができるのです。部活動を生きがいとして、楽しく登校している子どももみられます。

これらの活動は、子どもの人間形成にとって大きな役割を果たしています。高校生活が、子どもにとって有意義で充実したものになるよう、これらの活動に積極的に参加するよう、励ますことも大切です。

(7) ボランティア活動

- ◆ 阪神・淡路大震災によって、ボランティア活動があらためて注目されました。
- ◆ 青少年は、どのような動機からボランティア活動をするのでしょうか。
- ◆ ボランティア活動の意義について、理解を深めましょう。
- ◆ これらの活動は、人間形成のうえで大変重要です。

6千人以上の人命を奪い、街を廃墟にした阪神・淡路大震災。

「何かしてあげたい」、「役に立ちたい」と、多くのボランティアが救援活動に従事する中で、若者がボランティアとして活動する姿が印象的でした。災害ボランティアという言葉が定着し、「ボランティア元年」という言葉も生まれました。

ボランティア活動は、従来、福祉の領域を中心に考えられることが多かったのですが、本来、いつでも、どこでも、何事につけても存在しうる活動ではないでしょうか。自分の意思で行う、対価を求めない、その行いが社会に役立つなどの条件を満たす活動は、すべてボランティア活動であると考えられます。

「子供・若者の意識に関する調査」（内閣府 令和2年7月）によりますと、若者がボランティア活動に興味がある理由について、「困っている人の手助けをしたい」が65.6%、「地域や社会をよりよくしたい」が46.8%、「新しい技術や能力を身につけたり経験を積んだりしたい」が29.5%、「いろいろな人と出会いたい」が29.3%となっています。

また、ボランティア活動に参加した生徒たちは、「他人からあれほど感謝されるのは初めてでした」、「お年寄りが楽しそうにしているのが自分のことのように思えてきました。今までにない不思議な気分です」、「こんなに考えさせられ、感動し、楽しかった夏はありません。来年はもっと頑張ります」などの感想を述べています。

最近、生徒会活動や部活動などで、学校がある地域の清掃活動に参加したり、福祉施設を訪問したりする学校が増えてきています。また、大規模な災害がおこると、現場に駆けつけて積極的にボランティア活動を行う子どもたちの姿がニュースとして流れることも増えてきました。

思春期のボランティア活動には、さまざまな意義があることについて、学校はもとより家庭においても十分理解し、青少年が参加しやすい環境づくりを進めましょう。

ボランティアに少しでも興味のある人は、大阪府ボランティア・市民活動センターのホームページ (<https://www.osakafusyakyu.or.jp/vcenter/>) をのぞいてみてはいかがでしょうか。

(8) 意欲と学び方

- ◆ 保護者の一言が子どもの「学習意欲」に大きく影響します。
- ◆ 高校生には、まだ保護者の「助言」は必要です。得意な面を伸ばすよう助言しましょう。
- ◆ 人の能力とは「暗記力」だけではありません。自ら考え積極的に行動する力が重要です。
- ◆ 目標を設定して継続する力を身につけましょう。

人は、強制されていると感じる事柄に対してやる気を持つといっても持てるものではありません。その反対に、自分自身に興味・関心のあることがらに対しては、やる気を持って努力できるものです。

勉強についても同じです。目標や夢を持っていない子どもに対して、ただ、勉強しろと言っても、継続して努力することは難しいものです。あわてず急がず、子どもが自分の将来に目標が持てるように、また、学習することに興味・関心を持てるように、温かく援助していくことが大切です。

中学校では、クラスの多くの生徒が高校進学を目標にして頑張っていることから、子どもたちも周りの友だちの影響を受け、比較的学習に意欲的に取り組んでいたと思います。しかしながら、高等学校に入学すると卒業後の進路先も多様なことから、目標を定めることも難しくなります。また、中学校と比べて学習内容も高度になり、思うように学習成果もあがらないことが増えてきます。さらに、在学している高等学校が第一志望ではなかったため何となくやる気が起こらないという場合もあろうかと思えます。

クラスやクラブの中で、お互いが励まし合えるよき友人をつくることなどによって高校生活を充実したものとするように勧める、また、合理的で効果のあがる学習方法が良くわからない場合には、担任の先生や教科担当の先生に相談するとともに、自分にあった学習方法を積極的に工夫するよう助言することが重要です。同様に、家庭において子どもが保護者や兄弟姉妹からいかに認められているかが子どものやる気を大きく左右します。例えば、個性や適性を考慮せずに兄と弟との学業成績等を単純に比較することが、仮にそれが激励のつもりの善意から発している言葉であったとしても、結果的にどちらかの劣等感や反感をあおるというようなことがあります。

何よりも大切なことは、どんな小さな成果であっても頑張ったことを認めて「よく頑張ったね」と褒めてやることです。また、保護者自身が新しいことに挑戦している姿を見せることも、子どもの学習意欲を刺激するに違いありません。

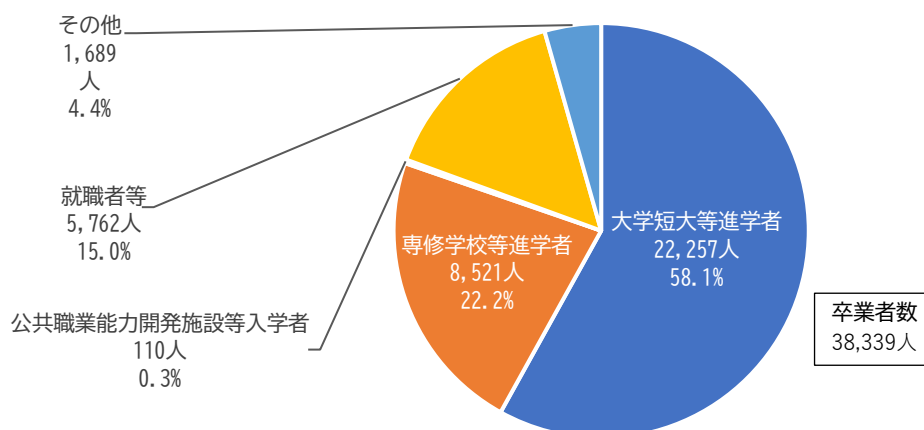
人格の形成にとって大切な時期であることを考え、短期間での成果を求めて一喜一憂せずに、目標達成に向けてコツコツと努力し続けられるように支援をしてください。

5 将来の進路

(1) 進路選択と保護者のかかわり方

- ◆ 子どもが将来の進路を決めるのに、何が大切でしょうか。
- ◆ 保護者として、どのような役割を果たせばよいのでしょうか。
- ◆ 子どもの個性・適性の伸長をはかりましょう。

大阪府公立高校卒業生（全日制・定時制）の進路状況（令和4年3月卒業生）



資料：大阪府「令和4年度（2022年度）大阪の学校統計」

高校時代は、自己の将来の進路を決定するための、最も大切な時期です。子ども自身が、将来どのような生き方をし、どのような人生を切り開いていくのかなどを真剣に考え、自己の人生設計を立てることができるよう保護者と学校が連携し、援助していくことが必要です。

高校では、入学当初からホームルームを中心に、教育活動全般を通して、将来、職業人・社会人としてよりよく自己を生かしていけるよう、キャリア教育に関する指導が行われています。

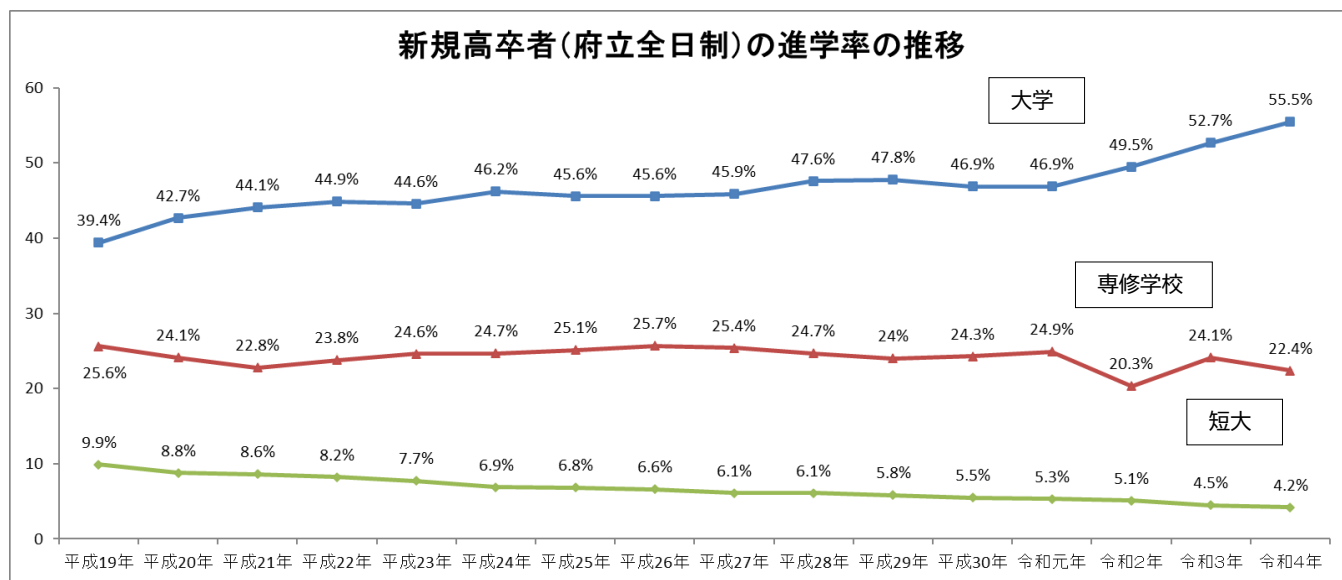
子どもたち自身が、「なぜ学習しなくてはいけないのか、今の学習が将来どのように役立つか」ということに気づけば、日頃の学習の必要性を理解し、また確かな学力向上にもつながることから、自己の将来の職業像を具体化することや、自分自身を見つめる機会を確保することが大切なのです。そのため、インターンシップなどを通じて、勤労観・職業観を育成し、社会の一員としての自分の存在意識に気づかせる機会を取り入れている高校もあります。

進学するにせよ、就職するにせよ、高校時代には何事も意欲を持って学校生活を送ることが大切です。例えば、学校行事や部活動等に積極的に参加し、活動する中で、人間的な葛藤や困難を克服した経験と活力が、将来どのような職業に就いても大きく生きてくるに違いありません。

保護者は、先生方と連携を図って、進路に関する方向付けをしていかななくてはなりません。家庭で話し合いの場を多く設け、生き方や進路について相談し、子どもが進路目標を明確に設定できるよう援助したいものです。その際、子どもの意志を無視したり、保護者の考えを押しつけないことが最も注意をすべき点です。子どもの自立に必要なことは理解と援助です。

(2) 大学・短大への進学について

- ◆ 進学先を決定するにあたって、留意することは何でしょうか。
- ◆ 学歴そのものを目的にしていますか。
- ◆ 子どもに過大な期待をかけていませんか。



資料：大阪府「令和4年度(2022年度)大阪の学校統計」

高校を卒業して、大学・短大へ進学するにあたって、進学先を選択し決定する場合に留意することは、本人の適性や興味・関心等から考え、将来の職業につながるような専門の領域を決めることです。

つまり、大学や短大に進学する前に、子どもが将来の夢や希望をしっかりと描き、学ぶことや働くことの目的意識を明確に持つことが大切なのです。そのうえで、自らの学力技能に照らして目標の大学や短大を選ぶようにするのがよいでしょう。近年はほとんどの大学・短大がオープンキャンパスなどの学校見学会を行っていますから、積極的に参加することによって自分に合った学校かどうか確かめることができます。

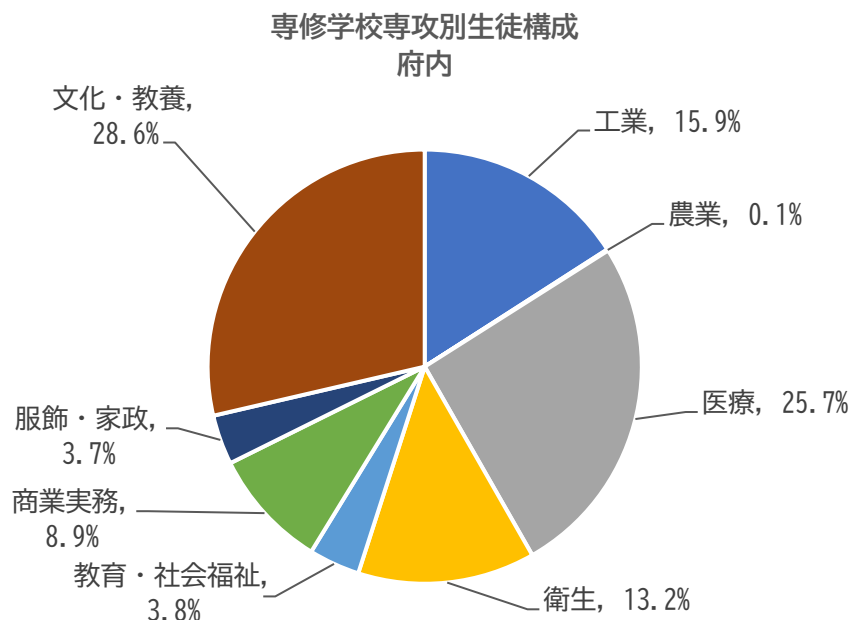
本人も保護者も学校の知名度だけで左右されて、将来の職業設計を無視して学部・学科等を選択することは最も慎むべきことです。また、合格の可能性のみにこだわり、本来の希望や目標とした大学・短大、学部・学科とは異なるところを受験することは、入学後に進路変更せざるを得ない状況にもつながります。これでは「学歴」そのものが目的となって、たとえ卒業して職業に就いても意欲のある職業生活や社会人として自覚のある生活を望めません。就職にあたり学歴が有利な条件となる時代は終わり、大学や短大で何を学んできたのか、豊かな感性や意欲を持っているかが、評価される方向に社会認識が変化しつつあります。

大学・短大への受験に際して、過大な期待を子どもにかけるとは、子どもにとって大きな負担になるばかりでなく、意欲を喪失させ、挫折させてしまうことにもつながります。

それよりも子どもが生き生きとして喜んでベストを尽くせるような環境をつくり、子どもを理解して励ますことが何よりも大切ではないでしょうか。

(3) 専修学校（専門学校）への進学について

- ◆ いろいろな資格が取得できます。
- ◆ 学校を選ぶときには、内容をよく検討しましょう。



資料：大阪府「令和5年度大阪の学校統計」

今日、科学技術の高度化や産業構造の変化、情報化・国際化・高齢化に伴う社会の変化には著しいものがあります。また、子どもたちの興味・関心、進路希望なども多様化の一途をたどっています。

専修学校は、「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」を目的とした学校で、職業教育・技術教育を行う教育機関として、また、教養の向上の場として、多様な分野の職業人（スペシャリスト）を育成する、実践的・専門的な職業教育機関です。特に、専門学校には、令和5年3月公立高等学校卒業者（全日制・定時制）の18.5%が進学し、高等教育機関の重要な一翼を担うに至っています。

専修学校には、工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養など、多様な分野があります。高校と連携したり、大学入学資格を与えたりすることのできる専修学校や、専門士の称号を付与する専門学校もあります。

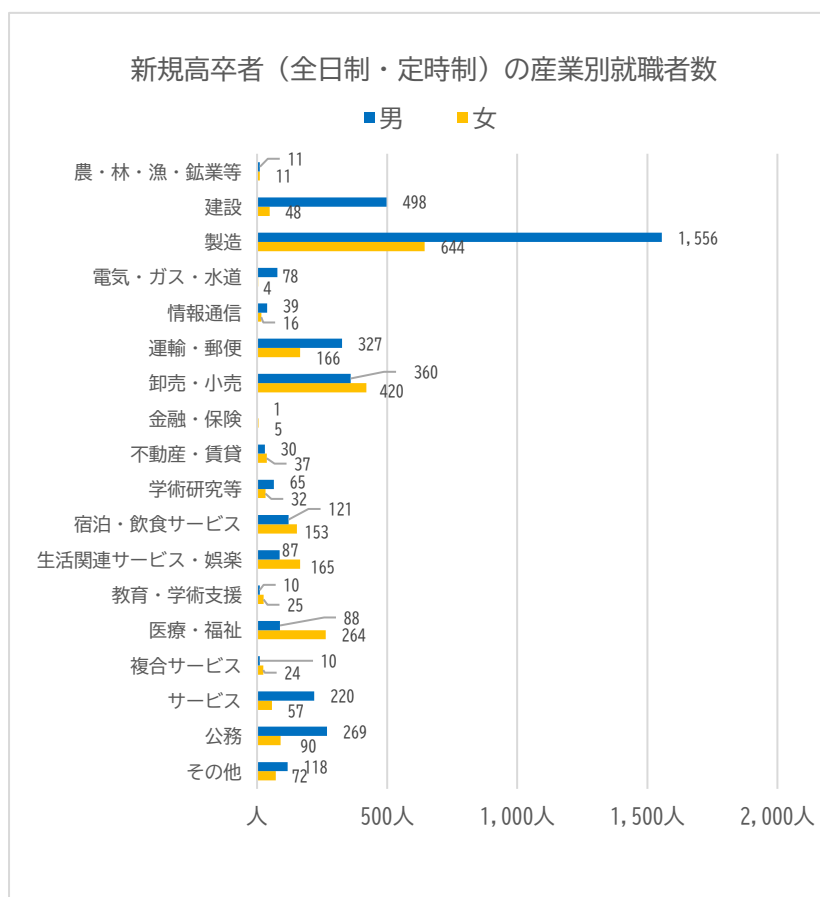
多くの資格を取得できることが専修学校の魅力となっていますが、卒業と同時に得られる職業資格、卒業によって受験資格が与えられる資格、卒業後一定の期間の実務経験を経て取得できる資格など、職業資格の取得方法にいくつかのパターンがあります。分野によっても差異がありますので、学校選択にあたっては、学校案内を比較し、学校見学や体験入学なども活用して、子どもの将来の職業選択に合致しているか見極めたいうえで、総合的に判断することが大切です。

専修学校は次の三つの課程に分けられています。

- ①高等課程……中学校卒業程度の者を対象とする課程です。この課程をおく専修学校は「高等専修学校」と称することができます。
- ②専門課程……高等学校卒業程度の者を対象とする課程です。この課程をおく学校は「専門学校」と称することができます。専門学校には専修学校の約9割の学生が在学し、多くの高校生が進学しています。
- ③一般課程……特に入学資格を定めなくて、だれでも自由に学べる課程です。生涯学習機関として期待されています。

(4) 就職について

- ◆ 適職を選ぶために、自分を知ることがなぜ必要なのでしょう。
- ◆ 就職先の選定にあたって、どのようなことに留意すればよいでしょう。



資料：大阪府「令和4年度（2022年度）大阪の学校統計」

高校を卒業するまでに自分の適性にあった職業を見つけることは、なかなか難しいことです。本人の興味・関心・性格・意欲、それに加えてどれだけ真剣に自己の生き方を考えているかによって大きく左右される要素があるからです。

生徒が生涯を通して働くことのできる職業につくためには、インターンシップやボランティアを体験したり、経験豊かな職業人の話を聞いたりすることによって、仕事の厳しさや仕事に対する誇り、自分自身の存在の大切さに気づくことが大切です。

そのうえで、将来性がある就きたいと思う職種を選択するよう心がけなければなりません。職業の選択と決定にあたっては、子ども自身が十分な自己理解のもとに、自分の希望に対して事業所や職種の内容は果たして適うものなのかをよく検討して、選択の幅を絞っていくことです。その際、家族や先生、先輩等の助言を参考にし、あるいは直接職場を事前に見学するなどして、幅広い就職情報を活用して絞り込むことが大切です。単に「給料が高いから」といった表面的な条件だけで選択をしては後悔します。

自己理解が不十分なまま将来への展望をもてなかったり、就職難のために自分の希望する職種に就けなかったり、好機を待つなどの理由によってフリーターとなっている卒業生もいます。

また、家業に従事する場合は、経営や将来展望について考えさせ、意欲と誇りをもってその業務に打ち込めるように、家族で話し合いを持つことが大切でしょう。

職業選択について、このようなことに注意を

- ① 会社の知名度や規模、初任給の高さなどに惑わされないこと
- ② 事業内容・職務内容・労働条件・福利厚生・職場の雰囲気などの情報を収集して、判断の材料にすること

6 悩み多き若者のために

(1) しつけについて

- ◆ 基本的なことは家庭でしつけましょう。
- ◆ 子どもを信頼し、子どもに任せてみましょう。
- ◆ やはり、子どもは保護者の後ろ姿を見て育つのではないのでしょうか。

電車に乗ると入り口付近に腰を下ろし、他の人々の迷惑を顧みない高校生の集団の姿には嘆かざるを得ません。あいさつ、言葉づかい、服装、清掃、時間を守るなど、子どもの頃にとくに身につけているはずの基本的な生活習慣について、高校の先生方があらためて指導している実態がみられます。特に、3年生になって、就職や推薦入試のための模擬面接などで、子どもたちは、「しつけ」的な指導を受けています。

都市化、核家族化、少子化の進行の中で家庭の教育力が低下したと指摘する声がよく聞こえてきます。教育の基本は、やはり家庭におけるしつけではないのでしょうか。他人事でなく、私たちは、それではどのようにして、わが子をしつけばよいのでしょうか。

何よりも大切なことは、保護者が子どもに対してダメなことはダメというハッキリと「指摘する姿勢」とともに、子どもの失敗をおそれて何もかもやってしまうのではなく、幼い頃から、「保護者が子どもに『やらせる勇気』をもつ」ことではないのでしょうか。

例えば、靴のひもを結ぶ方法を教える場合、保護者が見本を見せ、その後で、とにかく子どもに任せる、ということが大切です。時間がかかろうとも、結び方が不細工でも、子どもが一生懸命頑張って靴のひもを結べば、それをほめることが大切です。このような小さなことを一つひとつ任せて、失敗、成功も体験させていくうちに、忍耐力とともに、一つひとつのしつけができていくのではないのでしょうか。

思春期の子どもも同じです。買い物をする、食事の後かたづけをする、風呂を洗う、犬の散歩をさせる、掃除をする、ゴミを捨てるなど、家庭という小さな社会にも、子どもが分担してよいことはたくさんあります。また、電車やバスでの過ごし方、道にゴミをポイ捨てしない、集団で道幅いっぱい広がって歩かない、場所を顧みずむやみに座り込まない、歩きスマホをしないなど、公共マナーについても、家族で意識して考える必要があります。高校生も、家庭そして社会の運営を担う一員としての自覚が育っていきます。

さらに、地域社会で果たさなければならない役割があります。町内会や地域の団体などの世話は、地域の連帯と福祉の増進に欠かせないことです。会社の仕事、家庭の仕事のほかに、こうした地域のボランティアで頑張っている保護者の姿を見ることによって、子どもの視野はおのずと広がります。人々との付き合いのすべを、子どもは自然に身につけてくれます。まずはあいさつの励行と服装を整えることから高校生活をスタートさせましょう。

(2) 遅刻・欠席について

- ◆ 遅刻・欠席は子どもが出しているサインの一つです。
- ◆ 何気ない日頃の会話が大切です。
- ◆ 学校と一緒に考えてみましょう。

うっかり寝過ごして、1限目の授業に遅れ、駆け込んだような場合、「遅刻してすみませんでした。これからは、絶対に寝坊しません」と謝り、決意を新たにするので、遅刻はなくなるのが普通です。

ところが、最近、学校で遅刻・欠席が問題にされていることには、少し別の意味があるようです。

常習的な遅刻、2限目、3限目から登校する大遅刻、学校にいるにもかかわらず休み時間の次の授業に遅刻する業間遅刻、嫌いな授業のエスケープ、学校からの連絡によって「毎朝、弁当を持って家を出ているのに」と保護者が驚く無断欠席など、根深い背景のある遅刻・欠席が増えているように見受けられます。

家族関係・友人関係・異性関係などの人間関係、就職・進学などの進路目標や人生設計、問題行動など、多くのことが重なって、遅刻・欠席になる子どもたちがいます。

遅刻・欠席が多くなってきた場合、次のような理由が考えられます。

- ① アルバイトや交遊関係から、基本的な生活習慣が乱れている
- ② 積極的に別の進路を考えている
- ③ 授業がおもしろくない、勉強についていけない
- ④ 学校よりも外の世界に強くひかれている
- ⑤ いじめなど、学校に行きたくない原因がある
- ⑥ 不登校の傾向がでてきた、などです。

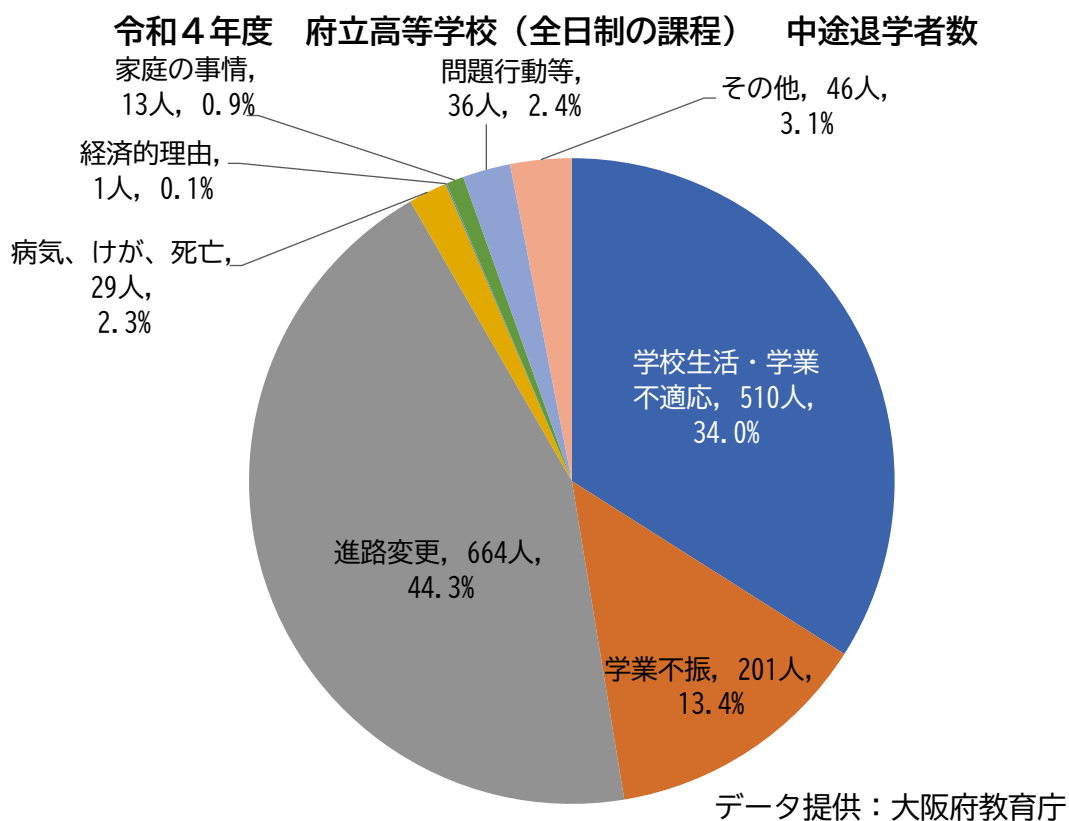
このように、さまざまな理由から子どもの気持ちや学校へ向かなくなると、遅刻・欠席が著しく増え始めます。子どもも最初は少しの遅刻や欠席くらい、と軽く考えがちです。しかし生活習慣の乱れから遅刻・欠席が積み重なり、留年・中途退学という結果につながる場合も少なくありません。

遅刻・欠席を繰り返す子どもに対して、「学校に行きなさい」と言葉で自覚を促すことももちろん大切ですが、反面、遅刻・欠席そのものを問題視しないで、子どもを信じて話を聞いてやり、なぜ遅刻・欠席しているのか、子どもの心情や背景も含めて理解する必要があります。

家庭では、子どもが本音を話すことができる雰囲気をつくりたいものです。そして、問題に気づいた場合は、すぐに学校と連絡を取り、学校での様子も聞きながら、子どもの立ち直りのために、先生と一緒に解決していく姿勢が、保護者として大切なことです。

(3) 留年・退学

- ◆ 高校では留年（進級できず、同じ学年を履修しなおすこと）や、退学があります。
- ◆ 留年や退学をしないためにはどのようにしたらよいのでしょうか。
- ◆ 「退学したい」という子どもに、どのような言葉をかけ、どのように接したらよいのでしょうか。



「せめて学校は卒業させたい」と願う保護者の気持ちとは別に、全国では約4万3千人が、大阪府立高等学校（全日制の課程）では、令和4年度に1,500人（在籍比率1.4%）の高校生が退学しています。

高校では、一人ひとりの生徒に対し、1年間の高校生活の状況によって進級や卒業が認められます。進級や卒業するためにはいくつかのハードルを越える必要があります。所定の出席日数や出席時間数を満たすこと、さらに所定の成績を修めることなどです。

しかし、勉強する目標がわからなくなり遅刻・欠席が多くなった、高校に行くよりも別の進路を選びたかった、この高校にはあまり来たくなかった、多くの中学校から来る新しい友人や高校生活になじめなかった、アルバイトを始めて昼夜の生活が逆転してしまった、校外での遊びに関心が向き高校に行く気がなくなった、などのことからハードルを越えられなくなっていることがあるのです。

まず入学が決まった段階から、夢の実現や人生設計の考え方が高校生活の意義と重なるように、具体的に高校卒業後の進路や将来の職業について、保護者と子どもが話し合う機会を持つことが大切です。そのためには、日頃から何でも話せる雰囲気をつくり、子どもの想いを最後まで聞いてあげてください。

しかし、高校生活に馴染んでくると、生活習慣も乱れがちになってきます。危険信号に気づいたときには、まず先生などに相談しましょう。

家は出ているのに学校に行っていないなど、保護者が知らない間に遅刻・欠席が増えていることもあります。学校では定期的に、または必要に応じて保護者との懇談を行っています。そのような機会を活用するだけでなく、日頃から担任と連絡をとりあい、子どもの様子を見守ることが大切です。

これまで、退学する子どもは高校生活の「落伍者」であるかのように考える風潮がありました。しかし、子どもが積極的に別の進路や人生設計を考えている場合もあります。

今の高校には合わないので、[通信制や単位制の高校](#)で自分のペースで学習したいという子どももいます。子どもが自分の進路を自分で考えて選択するように、学校と協力しつつ、よく話し合しましょう。長い人生の中で、高校生の時代に迷いながら自分の人生の基礎づくりをすることは、大きな意義があることと思われま

(4) 学校におけるストレス

- ◆ ストレスに強くなるには
 - ・ ストレスの原因を見つけること
 - ・ ストレスもスパイスと前向きに受け止めること

学校は子どもの人格形成や能力開発にとって重要な場であり、本来子どもにとって、できる限り快適な場所であるべきはずのものです。ところが、「先生は圧力をかけ干渉するだけの大人である」と感じたり、仲間から「いじめ」を受けたりするときなどは、本来快適な場所であるはずの学校が、まさに「ストレス」を与える場所となってしまいます。

子どもたちが、学校においてストレスを感じるのはどういったときでしょうか。

- ・ 学校の雰囲気になじめない
- ・ 勉強についていけない
- ・ 特定の先生との間がうまくいっていない
- ・ 級友や部活動の仲間との折り合いが悪い
- ・ 通学に時間がかかりすぎる

など、さまざまです。

高1のAさんは中学時代の友人たちとは別の高校へ、たった一人だけで入学しました。これまでと違った環境の中、新しい友人がなかなかできず、不応感を募らせました。中学時代の友人は他の高校で楽しい生活を送っているのにと、自分だけがみじめに思えてきて、5月に入り、とうとう母親に転校したいと言い出しました。

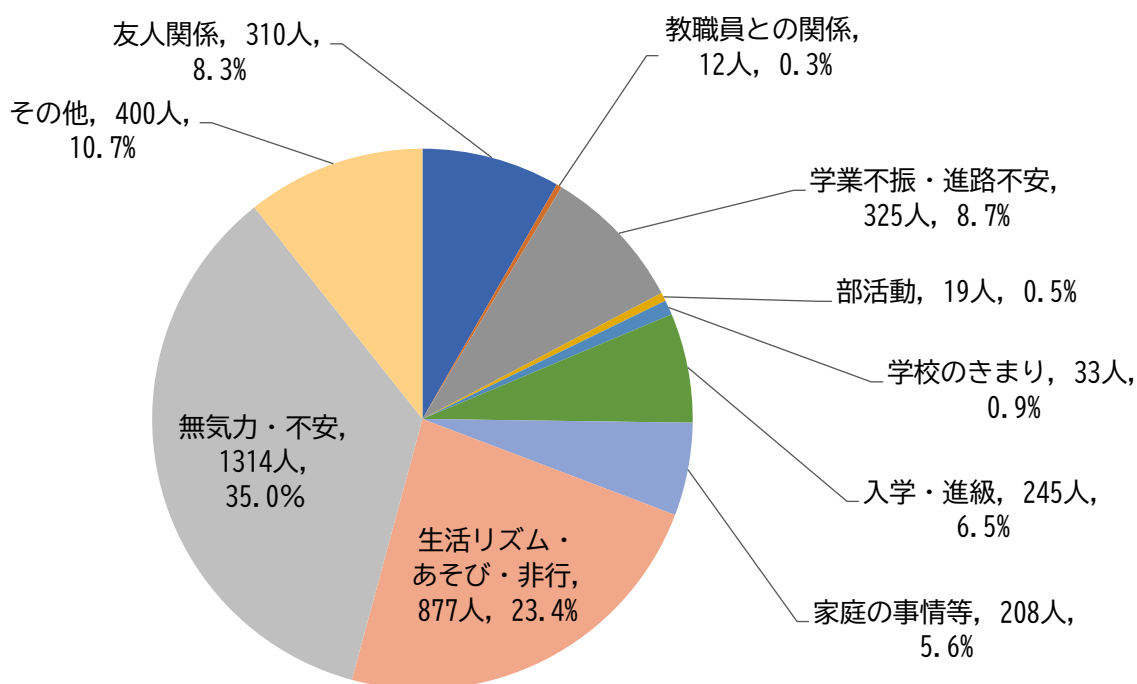
母親は担任の先生と十分に話し合いながら、「転入学相談」というかたちで大阪府教育センターにも相談しました。カウンセリングを重ねるうちに、Aさんは、高校の雰囲気というのは集まってくる生徒たちによって形成されるということが分かり、今の高校の生徒と中学時代の友人との違いにも気がつきました。また、進路目標を自覚することにより、同じく進路の実現のために勉強に打ち込んでいる周囲の生徒の姿をよい刺激剤にして、立ち直っていきました。

母親が冷静に判断し、担任の先生と専門機関に相談をしたことが功を奏したといえます。子どものストレス解消にとって、家庭の雰囲気が話のしやすいものであることは大切な要素のひとつです。まずは、子どもの話をよく聞くことから始めましょう。

(5) 不登校について

- ◆ 不登校も、心の表現のひとつです。
- ◆ 不登校でひと休みして、心のエネルギーを満たしているのです。
- ◆ 不登校は、学校へ行くことの意味を考え直すきっかけになります。

令和4年度 不登校生徒の不登校となった主たる要因（全日制の課程）



データ提供：大阪府教育庁

不登校では、学校へ行こうとしても、登校できない状態になっていることが多いのです。本人に対するまわりの人々の理解がなく、追いつめるようなことになると、パニックになったり、時に家庭内暴力にまでエスカレートしたりすることもあります。

必ず理由があるのですが、残念ながら、「なぜ？」と尋ねても、その渦中にあるときほど、本人にもどうしてなのか分からないことが多いものです。ただ、不安が募るばかりだから、黙り込んでしまいます。

本人が落ちこんでいる場合、そっとしておく対応が必要かもしれません。その間、本人は休みつっ心と身体の調整をするようになるのです。ただ、状況によっては先生にすみやかに相談することも大切でしょう。

高2のBさんは、2学期の中間あたりから、無気力状態に陥ってしまいました。理由は成績の維持ができなくなったという学習上の問題でした。調子をあげすぎ、身体のリズムを崩してしまったのです。一番の原因は睡眠不足でした。もともと凝り性で、とことんやっしまわないと気がすまないタイプのBさんは、睡眠時間を減らして頑張りましたが、ある日、何をしても頭の中がポツカリ空いたような状態に陥り、学校生活が耐え難くなってしまったのです。

相談を受けたカウンセラーは、心と身体のリズムを回復させるために、精神科医の診察を受けさせつつ、まるまる一週間学校を休んで心を落ち着けることをアドバイスしました。

「ごろごろすること」、「気持ちを休ませること」が、学習を持続するうえでどんなに重要か、こういった体験を通じて、Bさんの再登校が始まったのです。

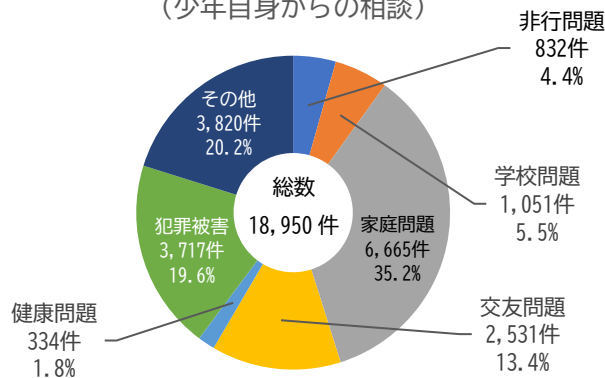
学校へ行きづらくなりかけた時期にポロッと本音が言える、そんな家庭の雰囲気、子どもに心の表現の場を与え、ストレスを解消してくれる。それによって、深刻な不登校を回避できることもあります。

時に学校へ行きたくなくなるのも当然といった、子どもの心をリラックスさせる雰囲気が家庭にあるでしょうか。

(6) 教育相談利用のすすめ

- ◆ 相談機関を気軽に利用しましょう。
 - ・行きづまりの打開に役立ちます。
 - ・自己の発見と向上についてヒントが得られます。

警察が受理した少年相談の内容（令和4年）
（少年自身からの相談）



資料：警察庁生活安全局人身安全・少年課「令和4年中における少年の補導及び保護の概況」

教育相談は、子どもが学校を卒業するまで、重要な役割を果たします。「教育相談」をうまく活用することは保護者にとっての知恵であるといえます。

相談の内容はさまざまです。これまで学習の面で順調だったのに、パツパツと学習意欲を失ってしまったとか、中学時代から仲良く付き合ってきた友人と、ささいなことでもけんかをしてしまい、気まづくなってしまうなど、身近な心と身体のトラブルが相談の中心ですが、中には、さらに複雑な人間関係や家庭の内面にまで踏み込んだ深刻な内容の相談もあります。

ただし、「教育相談」自体を深刻なものと考えないでください。もっと気楽に活用してください。

もちろん、学校では、担任の先生や生徒指導部、教科担当の先生、あるいは教育相談担当の先生に大いに相談すればよいのです。しかし「学校内」というのは身近すぎて、逆に「相談」しにくい場合もあるでしょう。

こういうときは、まわりを気にすることなく、安心して相談のできる外部の機関を利用するのもいいのではないのでしょうか。とりわけ、青春時代の「身体の発達と性」に関する気がかりなどは、外部の相談機関だと話しやすいかもしれません。

[電話相談など、さまざまな相談機関](#)があります。一度心配や不安を吐き出して、これからどうするのか、カウンセラーと相談してみるのもよい方法です。

7 高校生をめぐる諸問題

(1) 携帯・スマホ（スマートフォン）やインターネット

- ◆ 携帯・スマホやインターネットを利用する機会の増加に伴い、「ネット依存」や「ネット上のいじめ」、「不適切な投稿」、有害サイトへのアクセスや無料アプリによる「犯罪被害」も増加しています。
- ◆ 子どもの携帯・スマホの利用状況や犯罪被害の実態について十分に理解していますか。
- ◆ 「出会い系サイト」や「アダルトサイト」、「暴力的な表現のあるサイト」、「悪質な有料サイト」といった有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリング機能を設定していますか。
- ◆ 携帯・スマホやインターネットの利用について子どもと話し合い、家庭での利用に関するルールを決めていますか。

近年、子どもたちが携帯・スマホやインターネットを利用する機会が急増しています。これに伴い、有害サイトへのアクセスや無料アプリにより犯罪に巻き込まれるなどの被害だけでなく、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）や無料通話アプリ（LINE等）、X(旧 Twitter)などによる「ネット上のいじめ」や「不適切な投稿」など、今までになかった形での悪質な事象も急激に増えています。

「ネット上のいじめ」には次のようなものがあります。

- ・メールや SNS 等を使った誹謗・中傷
- ・インターネット上での個人情報の無断掲載
- ・特定の子どもになりすましてのインターネット上での活動やメール送信

これらは学校の中だけで起こっている問題ではありません。問題の予防と早期発見・早期対応については、学校だけで取り組むのではなく、学校と家庭や地域が連携して問題解決に取り組むことが必要となります。

「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」（文部科学省 平成 21 年 5 月 15 日）の調査結果から、次のような考察がなされています。

- ・携帯電話をよく使う子どもは就寝時間など生活面への影響も見られる。
- ・携帯電話の利用に関して家庭のルールがある場合、子どもは利用マナーを身につけている割合が高い。
- ・保護者が認識している子どものインターネット利用経験と、実際の子どもの利用経験との間にギャップが見られる。
- ・フィルタリングをしている子どもはしていない子どもに比べ、携帯電話に関するトラブルを経験した割合が全般的に低くなっている。

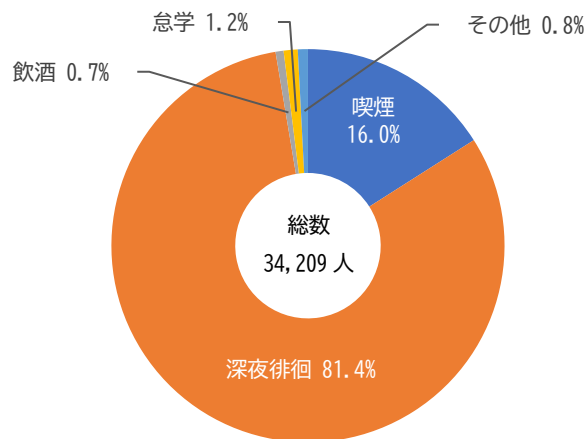
これらの考察をもとに、子どもが被害者にも加害者にもならないよう、有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリング機能の設定など家庭内での携帯・スマホやインターネットの利用について話し合ってみましょう。

([中高生のお子さんを持つ保護者のためのインターネットセーフティガイド \(child-safenet.jp\)](http://child-safenet.jp))

(2) 喫煙・飲酒の問題

- ◆ 保護者の前であれば、子どもが喫煙したり飲酒したりしてもよいと考えていませんか。
- ◆ 子どもが付き合い（コンパ等）で飲酒するかもしれないとき、毅然とした態度でやめさせられますか。
- ◆ 未成年の喫煙や飲酒が、なぜ法律で禁じられているのか、子どもに説明できますか。

令和4年 不良行為少年補導状況



資料：大阪府警察本部「大阪の少年非行（令和4年中の概況）」

20歳未満の者が喫煙してはならないことを定めた「未成年者喫煙禁止法」ができたのは、明治33年のことでした。この法律の提案理由は、主に次のようなことであったということです。

- ア 神経や知覚をまひさせるようなものを国庫の補助を受けている学校の生徒がたしなむことは好ましくない。
 - イ 喫煙者と非喫煙者との間には体位の差が現れている。
 - ウ 青少年の風紀の維持の面から好ましくない。また、金銭の浪費を防止する必要がある。
- これらを、今の高校に当てはめて言いかえるとすれば、
- ア 学業第一。高校で喫煙することは許されない。
 - イ 発育、健康を害する。
 - ウ 問題行動・非行の前兆といっても過言ではなく、高校生活が成立しなくなる場合も多い。

子どもの喫煙は、学校や家庭に対する不満や反抗のサインであったり、友人に対する自己顕示欲を満たす手段であったり、グループへの所属感を確認する方法であったりします。したがって、「やめなさい」と厳しく注意することはもとより大切ですが、それに止まらず、学校の先生ともよく相談し、生活全体を見つめなおしてみる必要があります。

飲酒については、文化祭・体育祭の後で「打ちあげ」と称して飲んだり、修学旅行などの宿泊行事の際につい飲んだり、地域の年中行事や冠婚葬祭などに際して、家族や近隣の大人に勧められて飲んだりなど、好奇心と大人への背伸びがからんで飲酒することが多いようです。

「未成年者飲酒禁止法」は大正11年に施行されています。指導の… 観点は喫煙の場合とほぼ同一と考えられますが、酩酊した場合、事件や事故に巻き込まれることもあり、それだけ危険度が高いといえます。保護者

が家庭で黙認・容認するなど、子どもに甘くなっていないでしょうか。「物わかりのよさ」を示すつもりで、子どもに対して「まあ、一杯飲め」などと、決して言わないようにしたいものです。

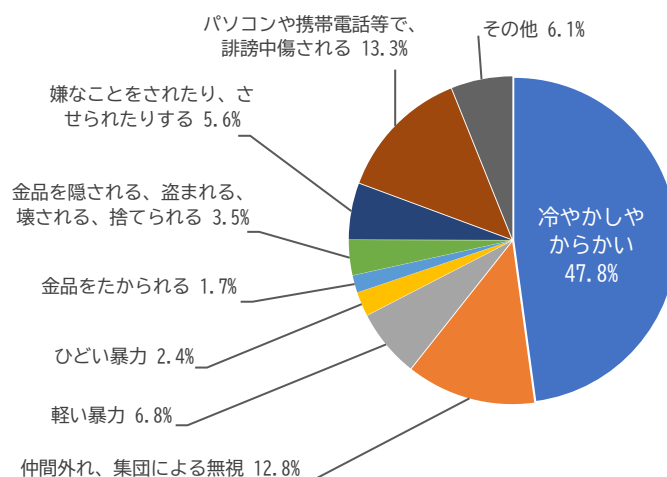
(3) いじめについて

- ◆ 「いじめ」はどこの学校でも、どの子どもにも起こり得る身近な問題で、人間として絶対に許されない行為です。
- ◆ 「うちの子に限って」と考えていませんか、子どもが発する小さなサインを見逃していませんか。
- ◆ 高校生のいじめは、暴力行為や恐喝などを伴っていることが多いことを知っていますか。
- ◆ 学校と保護者がともに子どもを守り保護する姿勢を示し、ひとつになって対応することが大切です。
- ◆ 「いじめ防止対策推進法」に基づき各学校はいじめにどのように取り組むかを基本方針として定めています。

いじめは、子どもの心と体に、また、その成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象であり、学校・家庭・地域が協働し、子どもと大人「みんな」が“総がかり”で取り組むべき課題であります。

子どもたちだけではなく、子どもにかかわるすべての大人自身が、いじめをなくすために取り組まなければなりません。

いじめの態様（高等学校）



いじめの態様（高等学校）

資料：文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」

いじめは、いじめをうけている子どもに精神的苦痛を感じさせ、その人格を否定し自尊心をことごとく奪うとともに、身近な人にさえその思いをなかなか訴えにくい行為です。さらに、大人の前で顕在化することは少

なく、発覚しにくいものです。また、発覚しても、その被害は過小評価される傾向にあります。どんな小さなサインも見逃さず、子どもの立場に立ち、子どもの言葉や気持ちをしっかりと受け止めることが大切です。

しかし、いじめを受けている子どもの多くが、「いじめを受けていることを知ったら親はどんなに悲しむだろう」と思い、保護者にも隠そうとします。そこで、いじめのサインを①「ちょっと気になる段階」と②「対応が必要と思われる段階」に分けました。①のサインがあった時には、いじめを受けて苦しんでいるサインかもしれないという視点を持って、子どもの言動をよく観察し、まず学校に相談してください。①のサインが繰り返し見られる場合や、②のサインが見られたら、すぐに学校と連携を取って状況を把握するとともに、必要に応じて相談機関等に相談することが大切です。

多くの痛ましい事件も、最初は小さな出来事から始まっています。初期段階で子どもたちのサインに気づき、かかわることができるかどうか、いじめにいたる芽を摘むためにはとても重要です。

いじめのサイン

<p>①「ちょっと気になる段階」</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>元気がなく、イライラしている。<input type="checkbox"/>朝晩のあいさつや、話をしなくなった。<input type="checkbox"/>持ち物をよくなっていく<input type="checkbox"/>食欲がなくなっている。<input type="checkbox"/>家族に乱暴な態度をとる。<input type="checkbox"/>帰ってくると服が汚れている。<input type="checkbox"/>お金をねだる。<input type="checkbox"/>友達からの電話に対して対応が暗い。<input type="checkbox"/>急に成績が下がる。	<p>②「対応が必要と思われる段階」</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>教科書やノートに本人の筆跡ではない落書きがある。<input type="checkbox"/>悪口の書かれた手紙がある。<input type="checkbox"/>家のお金がなくなっている。<input type="checkbox"/>身体に不自然な傷やあざがある。<input type="checkbox"/>友だちからたびたび呼び出され、嫌そうに外出する。<input type="checkbox"/>買った覚えのない物を持っている。<input type="checkbox"/>夜、寝られなかったり、夜中にうなされたりする。<input type="checkbox"/>友達が急に遊びに来なくなり、ひとりぼっちのことが増えた。<input type="checkbox"/>学校に行きたがらない。<input type="checkbox"/>衣服に破れや、靴のあとがある。<input type="checkbox"/>たびたび持ち物がなくなったり、壊れたりしている。
---	---

(4) 万引き

- ◆ 万引きは窃盗という犯罪です。さらに重大な非行の入口ともいえます。
- ◆ どうして「モノ」に「自分」を売り渡すのでしょうか。
- ◆ 万引きが、日常生活における不満や不安の危険信号であることが、少なくありません。
- ◆ 子どもの変化に気づいていますか。

わが国は、物質的には大変豊かになりました。まわりには、魅力的な商品があふれています。これでもか、これでもかと消費が賛美されるなかで、子どもの心にすきまが生じるのは、無理からぬことかもしれません。

万引きといっても、その動機は、小遣いが減るのが惜しい、友だちと張り合って獲物を競う、あるいは家庭や学校で面白くないことがあったあとの憂さ晴らしなど、千差万別です。

万引きの恐ろしいところは、成功すると、病みつきになってしまう場合が少なくないことです。だんだんやり方が大胆になって、大きなものや金銭価値の高いものを万引きしてしまうようになる。そして、その次にならずやってくるのが、生活全般の崩れです。

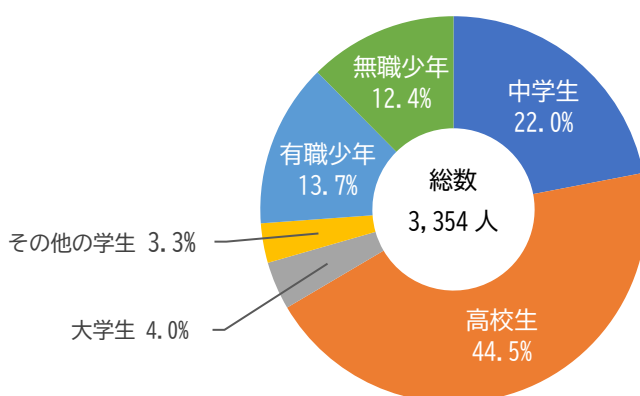
「コツコツ小遣いを貯めて買うより、万引きしてしまえ」となったとき、規範意識や罪悪感、良心といったものは一体どうなっているのでしょうか。健全な生活感覚が、「物欲」のために壊れてしまい、やがて勤勉さが

失われて学校生活が成り立たなくなったり、生活全体が無気力に、あるいは刹那的になったりしていくのが常です。

万が一、子どもの持ち物に不審を感じたら、毅然とした態度で接することが必要です。「友だちに借りた」といった言い訳をやすやすと信用しないように！

万引きは「窃盗」という犯罪です。保護者の側に、子どもが「自分」を見失わないように、「モノ」の誘惑から守ってやろう、といった気構えが必要です。そして、同時に、子どもの不満や不安を聞くことも大切です。万引きという行為によって、日常生活における不満や不安の「危険信号」を発していることも少なくないのでから。

学職別万引き検挙状況（令和4年）



資料：警察庁生活安全局人身安全・少年課
「令和4年中における少年の補導及び保護の概況」

(5) 薬物（大麻・危険ドラッグ・覚醒剤）

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

- ◆ 近年、青少年の間で大麻をはじめとする薬物乱用の拡大が懸念されています。また、一般用医薬品（OTC医薬品）の乱用も問題となっています。
- ◆ 薬物乱用は、心身に重大な悪影響を及ぼし、時には死にいたることもあります。
- ◆ 「ほんの1回くらい・・・」などの軽い気持ちは禁物です。たとえ1回だけの使用でも乱用です。
- ◆ 薬物乱用から子どもを守るため毅然とした態度で臨みましょう。

大麻、危険ドラッグ、覚醒剤等の薬物事犯は深刻な社会問題となっており、特に未成年者への拡がり懸念されています。

特に、若年者による大麻乱用の拡大状況が非常に深刻になっており、令和4年、本府における20歳未満の大麻事犯による検挙人員は統計を開始した1992年以降で過去最高かつ全国最多となりました。

主な原因として、インターネット等において「大麻は外国では法律で規制されておらず、安全である」、「大麻は依存症にならない」といった誤った情報が流布されており、若年層がそれら誤情報を鵜呑みにしていること、SNSにより比較的容易に入手できるようになったこと、他の薬物と比べて安価であること等が挙げられています。

大麻は、体内で吸収されると触覚、聴覚、味覚等の知覚に変調をきたし、短期記憶が妨げられるなど学習能力が低下し、感情が不安になります。また、乱用が続くと精神疾患を発症しやすくなり、情緒不安定となり、ついには大麻への欲求が抑えられなくなります。

危険ドラッグは、「合法ハーブ」、「合法アロマ」など、あたかも「安全」なもののように称し、目的を偽装して販売されていますが、麻薬や覚醒剤と同様の作用をもたらす成分等、どんな成分が含まれているかがわからない非常に危険な薬物です。危険ドラッグが、他の違法薬物へのゲートウェイ（入門）ドラッグとなり、麻薬や覚醒剤へとエスカレートしていきこともあります。

覚醒剤は、若者の間で「S」、「スピード」などと呼ばれており、神経を興奮させる作用があります。精神的依存が大変強く、使用量が増え、過度の睡眠不足と食欲減退に襲われます。さらに乱用を続けると、幻覚や妄想などの症状が現れ、錯乱状態に陥り、発作的に他人に暴行などの危害を加えたり、殺人や放火などの凶悪犯罪や悲惨な事故を引き起こすこともあります。

また、医師から処方された睡眠薬や抗不安薬といった医療用医薬品を、指示を受けた用法・容量を守らずに、頻回に・大量に使用することは「薬物乱用」に当たります。また、市販の風邪薬、咳止め薬等を、決められた用法・容量を守らずに、頻回に・大量に使用することも「薬物乱用」にあたります。最悪の場合は肝障害や心肺停止を起こし死亡する場合もあり、非常に危険です。

薬物に染まる若者の多くが、薬物の本当の怖さを知らず、仲間から勧められるままに、安易に使用したり、「カッコイイから」「仲間と一体感をもつため」などと、ちょっとしたことから、染まっています。「1回ぐらいなら大丈夫」「やめようと思えば、いつでもやめられる」と甘く考えて、ずるずるとのめり込んでしまうのです。また、使用をやめた後でも、身体的疲労や心理的ストレスなどをきっかけに、乱用時と同様の精神障害が突然現れることがあります。

薬物の有害性、危険性といった正しい知識を子ども達に学習させ、薬物の使用を誘われた場合にきっぱりと断る強い意志を持つこと、相談する勇気を持つことを丁寧に教える必要があります。

子どもが覚醒剤などの薬物を使用していることを知ったら、すぐにやめさせなければなりません。保護者の力だけでやめさせられないときは、学校の先生、専門の相談機関や病院、あるいは警察に相談してください。たとえ、子どもが暴れるようなことがあっても、毅然とした態度を取ることが必要です。子どもを薬物から救うことが本当の愛情です。（[保護者向け薬物乱用防止パンフレット \(zenkoupre.n.org\)](http://zenkoupre.n.org)）

(6) 性について

- ◆ 性の発達やあり方は人それぞれ異なります。
- ◆ 家庭では、性をタブー視しない、明るい雰囲気作りを心がけましょう。

高校生という時期には、からだは急速に発育し、大人らしいからだつきになってきます。また、自分らしさを確立するために模索しており、こころの面でも子どもから大人へ移行するときです。さらに、性に対する憧れや関心が強まるとともに、友だちや好きな人とうまく付き合えるだろうか、という不安も高まってきます。

しかし、この時期のからだこころの発達は個人差が非常に大きいものです。

たとえば、見かけの自分にこだわっておしゃれに余念がなく、活発に相手を求めていく子もいれば、自分の殻に閉じこもって友だちをつくろうとせず、一見、性に全く興味のなさそうな子どももいるのです。保護者にとっては、どちらも心配なものですが、性の発達には個人差が大きいということを肝に命じておきましょう。

性の発達がうまく受けとめきれず、強いやせ願望から無理なダイエットをするなどの問題があらわれるのもこの年頃です。

また、性の商品化が社会問題となっているなか、望まぬ妊娠をするなど、心身ともに深い傷を受けることもあります。

性的な刺激にさらされて、欲求をコントロールすることができず、わいせつ行為等に及んでしまったりする例も見られます。

最近では、スマートフォンやSNSなどから有害情報や性産業、出会い系サイト等へ簡単にアクセスできるため、子どもたちが被害にあう事件が増えている状況にあり、さらには、性感染症や10代の人工妊娠中絶も大きな課題となっています。

こうした性に関する健康課題が深刻化している現代において、いちばん大切なことは何でしょうか。

それはまず、『人間』どうしの信頼関係を築く力なのではないでしょうか。

人間関係を保っていくには、互いが譲り合ったり、時には我慢しあったりすることも必要です。そうした関係を面倒がったり、一方的な満足ですまそうとしたりすると、気づいたときには、性の加害者になるなど性をめぐっての問題行動が起こるのです。

家庭では、互いの人格を尊重し合う雰囲気大切にしたいものです。会話を増やして子どもの話をよく聞きましょう。家族の間に思いやりがあれば、子どもも自然に対人関係を大切にようになります。そうすることが、性的な衝動に負けず、問題が起こったときに加害者・被害者・傍観者にならず、自分も他者も大切にできる気持ちにつながると考えます。

なお、大阪府では「大阪府性の多様性理解増進条例」（令和元年10月30日施行）を整備し、府民への啓発を進めています。府立高校においても、人権教育の観点から、性的マイノリティに関する理解を進める取り組みが行われています。

(7) アルバイトをどのように考えるか

- ◆ 子どものアルバイトは必要でしょうか。
- ◆ 「アルバイトを通じて社会的責任が育つ」と言いますが、本当でしょうか。
- ◆ アルバイトによってお金を得るかわりに、大切なものを失っていませんか。

子どもたちは、学校・家庭だけでなく、それ以外のさまざまな場所で生活しています。子どもたちを正しく理解し、健やかに育てるためには、それぞれの場所での顔をよく知っておく必要があります。

最近、学校や家庭以外の場で、長時間を過ごす子どもが増えています。その一つにアルバイトがあります。アルバイトは弊害を伴うことが多いことを十分に知っておくべきです。

アルバイト先やその前後における子どもの様子を知っていますか。家庭も学校もよく知らないとなれば、大きな問題です。アルバイトを契機としてつくられた人間関係によって、歓楽的で危険な方向へ誘惑されたり、保護者が知らない間に喫煙や飲酒の習慣がついてしまったりすることがあります。

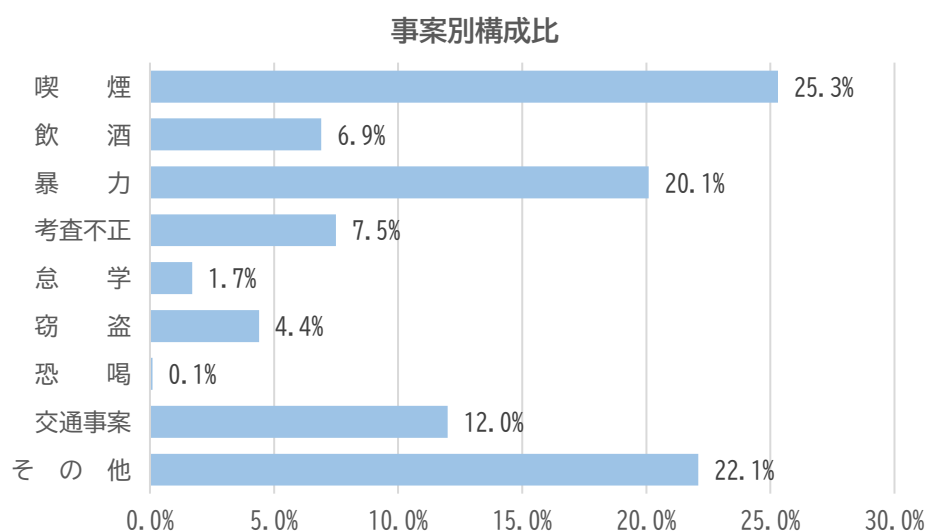
子どもは、「実社会で働くから、職業観が身につくし、責任感も養われる」と言いますが、アルバイトは自由度が高く、責任感が薄くなるため、正しい勤労観・職業観を育成する上で、むしろ弊害となる場合があります。また、金銭感覚も大きく変化します。多くの子どもは、自分で稼いだお金なので、保護者の注意を聞かず、小遣いの何倍にも当たる金銭を、深夜に及ぶ遊興や高額な単車・衣服などの費用に充てようとします。

さらに、学業や部活動で頑張ってもお金にならないという短絡的な考え方が生じ、学校に遅刻したり欠席が増えるなど、学校生活そのものへの意欲が著しく低下し、挫折につながる例も少なくありません。また、夜間に外出する習慣が付きやすく、家庭にいる時間も少なくなり、家族とのコミュニケーションが不足し、生活が乱れ、ひいては問題行動に走ることもあります。

アルバイトは学業に差し支えなければよいというのではなく、上記の観点を含めて子どもと十分に話し合うことが必要です。その際、子どもたちに、高校生活をもっと有意義で潤いのあるものにするために、また将来への夢や希望を実現するために、今何をすることが最も大切なのかを考えさせていくことが必要です。

(8) 停学等の懲戒処分

- ◆ 停学等の懲戒処分はなぜ行われるのでしょうか。
- ◆ 謹慎期間中は、日常生活を見つめ直す機会です。
- ◆ 保護者の愛情に満ちたアドバイスが、子どもを立ち直らせる力になります。



資料：「府立高等学校における懲戒の状況（平成 27 年）」

学校教育法第十一条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

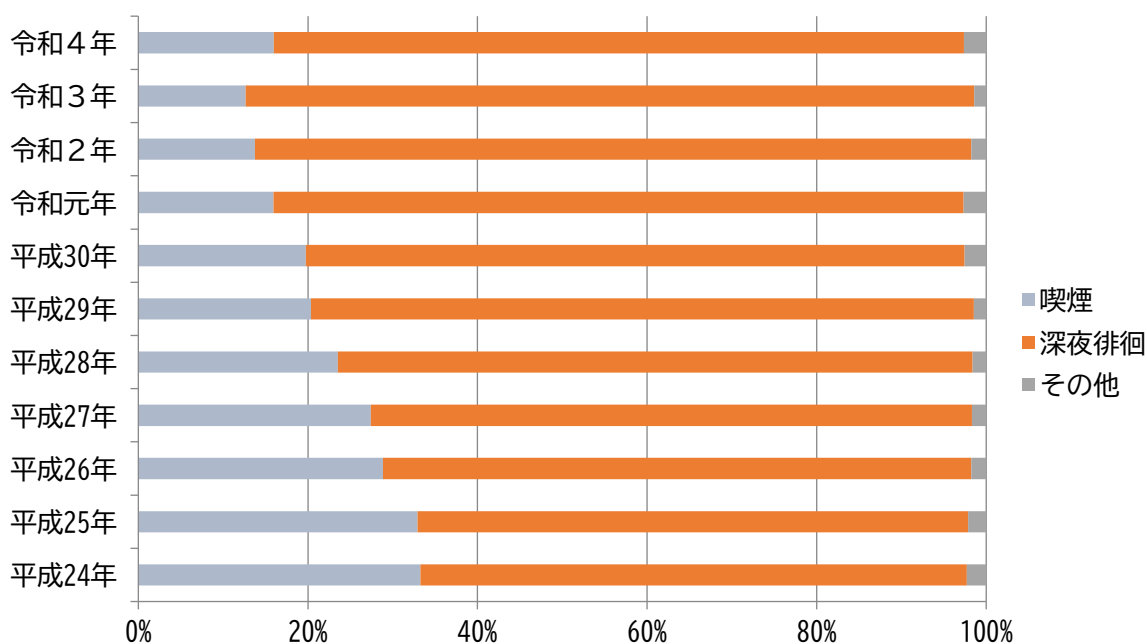
飲酒・喫煙・暴力行為などの問題行動を起こした場合、高校では、日常の指導の延長として、停学等の法に基づく懲戒処分が行われます。停学等の懲戒は、自らが行った正しくない行為を反省させ、望ましい生活へ引き戻すための教育的指導であって、決して成人に対して科せられる刑罰と同じではありません。

ですから、家庭で、やみくもに子どもを叱るなどということは避けなければなりません。それよりも、担任の先生とよく相談し、子どもが問題行動に走った原因をしっかりと見きわめることが必要です。家庭での対話の不足、不和、不信感などが原因となっていることがありますので、保護者が変わることによって子どもたちが立ち直る例もみられます。懲戒は、はつらつとした高校生活を取り戻すための好機ととらえ、子どもが日頃考えていることを十分に聞いてやりながら、子どもとともにこれまでの生活を見つめ直し、本人が立ち直ることができるように一緒に考えましょう。併せて、子どもに、自分がとった行動を客観的に見つめさせ、同じ行動を繰り返さないよう決意させることが大切です。

(9) 子どもの発するシグナル・サインのキャッチ

- ◆ 子どもを温かく、自然に、絶えず見守る姿勢を忘れずに。
- ◆ 子どもの発するシグナル・サインに対して、保護者として適切に対応できるよう、普段からの心構えと準備を忘れずに。

令和4年 不良行為少年補導状況



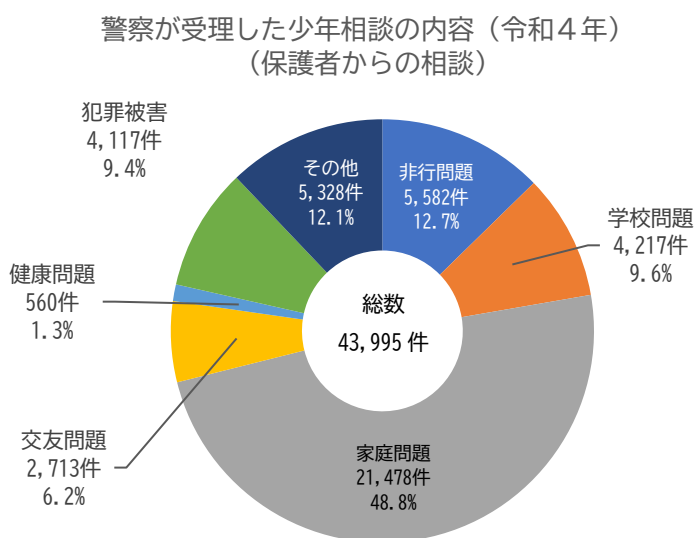
資料：大阪府警察本部「大阪の少年非行（令和4年中の概況）」

思春期は人生の中で最も変化の大きな時期です。変化の時期には危機がつきものですし、心の不安を中心とした情緒的な混乱はだれにでも生じ得るものだと考えねばなりません。

子どもの心に混乱や不安が生じているとき、それは「ほっといて」「うるさい」「べつに」「面白くない」「～がいや」「～したくない」などの言葉となって表されます。

同じように、問題行動も子どもの心の混乱や不安の表れです。問題行動を起こす前には予兆が見られることが多く、予兆として子どもの発するサインを見逃さないことが大切です。子どもの発するサインは言葉ばかりではありません。服装の乱れをはじめとする髪型や持ち物等の変化、喫煙や飲酒、無用の飲食、金銭の浪費、夜ふかしや夜間外出、無断外泊、遅刻・早退・欠席の増加、成績低下など、さまざまなかたちで表されます。

保護者が危険信号に気付いたときは、生活上のしつけや子どものシグナル・サインへの対応は、本来保護者が行うものだというしっかりとした心構えのもと、愛情と自信を持って子どもに接することが大切です。その際、これらの変化の背後にある、子どもの内面の変化をしっかりと把握することや、子どもが大人になる途上での試行錯誤やつまずきを、子ども自身が自力で乗り越えるのを静かに見守る、ゆったりした心を持つことも大切です。また、どうしてもいかわからなくなったときは、担任の先生や「[すこやか教育相談](#)」などの専門の相談機関、警察などに相談することも必要です。また、シグナル・サインが心の病によるものであると考えられる場合は、早急にカウンセラーや医師など専門家に相談する必要があります。



資料：警察庁生活安全局人身安全・少年課「令和4年中における少年の補導及び保護の概況」

8 開かれた学校

(1) 「こころの再生」府民運動

「こころの再生」府民運動では、大人も子どもも忘れてはならない大切な「5つのこころ」を見つめ直し、一人ひとりが身近な取組み（7つのアクション）を実践することを呼びかけています。

さあ、あなたもできることからはじめませんか？

－5つのこころ－

- ^{いのち}生命を大切にする
- 思いやる
- 感謝する
- 努力する
- ルールやマナーを守る



－7つのアクション－

- 「あかんもんはあかん」と、はっきりしかろう
- 「ええもんはええ」と、はっきりほめよう
- 「ユーモア」を大切にしよう
- 「あいさつ」をもっと大切にしよう
- 「おかげさんで」を大切にしよう
- 子どもの話をじっくり聞こう
- 地域にどんどん出て行こう

「こころの再生」府民運動では、時代や社会がどんなに変わっても、私たちが決して忘れてはならない大切な「5つのこころ」を見つめ直し、府民一人ひとりが身近な取組みとして「7つのアクション」を実践することを呼びかけています。

大阪府教育委員会では、府立学校において、生徒たちが自発的、自主的に「あいさつ運動」「地域の清掃活動」など、「こころの再生」府民運動の趣旨を踏まえた取組みを行い、PTAや地域と一体となって実施できるよう支援しています。

生徒たちが勉学や部活動とともに、課外のボランティア活動等に積極的に取り組むことで、より豊かな人間性と行動力が育まれ、様々な体験や多くの人々とのふれあいから、責任感や思いやりの心を持つことにつながると考えています。

こうした学校活動については、「こころの再生」府民運動ホームページ内「学校での取組み」や「こころの再生」府民運動公式 Facebook ページなどにおいて、広く紹介しています。

また、他校の模範となるような顕著な取組みについては、表彰を行い、府立高校生たちの素晴らしい活動を応援しています。

詳しくは、「[こころの再生](#)」ホームページをご覧ください。

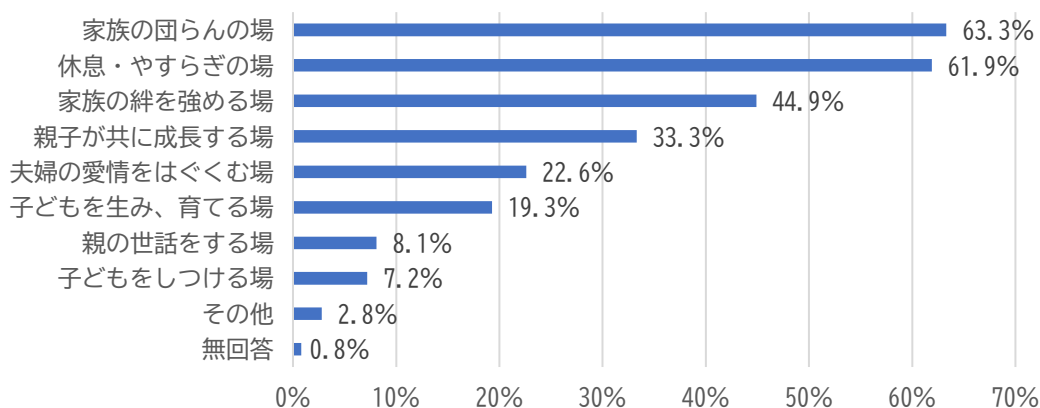
「[こころの再生](#)」府民運動公式 Facebook ページはこちらです。



(2) 家庭教育と学校教育

- ◆ 家庭教育と学校教育は車の両輪です。
- ◆ 子どもたちの健やかな成長のためには、保護者と学校とが互いに理解し、連携することが重要です。

家庭の役割



■ 総数(n=1,888, M.T.=264.3%)

資料：「国民生活に関する世論調査」令和4年・内閣府

家庭教育は基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、社会でのマナーなどを身につけさせるため、子どもに対して行う教育であり、子どもの学びや育ちの原点と言えます。

また、家庭には、『家族の団らんの場』『休息・やすらぎの場』『家族の絆を強める場』など、情緒的な安定をもたらす環境が求められています。(資料参照) とりわけ、思春期は身体の成長に、心の成長が追いつかないことも多く、誰もが不安になりやすい時期です。保護者としては子どもの言葉の奥にあるものを感じ、適度に距離をはかりつつ子どもとまっすぐに向き合い、成長を見守ることが大切になります。

しかし、社会の進展とともに、核家族化・少子化が進み、地域における人間関係が希薄化していく中で、これまでは自然に学べてきた“子育て”のノウハウもうまく伝わらず、家庭の教育力が低下していると言われています。子どもに対して、過保護・過干渉や放任といった状態に陥ってしまうこともあるようです。

このような状況のもと、今、私たち保護者には、あらためて一人の人間として学び、成長していく機会を意図的にもち、子どもと共に成長していくことが求められていると言えるでしょう。

そのためには、PTAや学校などが主催する交流会や研修会、学校行事等に参加して、広く学習することも効果的です。

さらに、地域社会の活動などに広く積極的に関わり、社会の一員としていきいきと活動している大人の姿を子どもに見せることも家庭教育の方法の一つです。

また、子どもたちが健やかな成長発達を遂げるには、保護者と学校とが互いに理解し、連携することが重要になります。各学校では、それぞれの教育方針に基づきさまざまな教育活動が行われています。まずは、学校の説明資料、ホームページや懇談会、PTAの広報や会合などを通じて教育活動を理解し、学校と意思疎通を図ることが大切です。

(3) 地域社会と学校

- ◆ 子どもは、学校だけではなく、家庭や地域でも多くの時間を過ごしています。
- ◆ 子どもの健やかな成長発達には、すべての大人の関わりが必要です。
- ◆ 地域と学校との連携が重要になります。

社会の進展とともに、都市化や少子化が進み、居住地域のコミュニティが形成されにくくなり、人々の地域への愛着や住民相互の連帯感が薄れるなど、地域社会は大きく様変わりしてきました。

子どもの健やかな成長には、大人の力を結集して地域で子どもたちをはぐくむことが大切です。子どもは、学校だけでなく、家庭や地域社会の中でも日々成長します。家族や同級生だけでなく、それ以外の多くの大人や異年齢の子どもたちなどとも幅広く交流し、関わりをもつことを通じて様々な能力を身につけていきます。

そのためには、例えば高校生が居住地域の小中学校等で催されるフェスティバルやボランティア活動等に積極的に参加することや、通学している高校周辺の地域の活動に参加することが効果的であり、高校を地域とつなげることにも結びつきます。

子どもたちに地域での活動をうながすためには、保護者自身も、子どもと共に地域での活動に参加することが望まれます。地域の大人たちが、放課後や休日に多彩な活動ができる場づくりをすすめ、できるだけ多くの子どもたちが参加できるように進めていくことが大切です。

一方、学校は地域に理解されるよう、日頃から気配りをし、行事等を通じて、信頼関係を築いていく努力が必要です。保護者も、学校と密接な関わりをもつ地域の大人として、学校と連携・協力していきたいものです。

(4) 学校教育自己診断と学校運営協議会

- ◆ 府立学校では、学校・家庭・地域をつなぐための方策の1つとして、「学校教育自己診断」と「学校運営協議会」を実施しています。
- ◆ 保護者や地域住民の方々には、「学校教育自己診断」や「学校運営協議会」に関心を持っていただいたり、これらに積極的に参画していただいたりすることで、学校運営や学校教育活動改善にご協力ください。

学校教育自己診断とは、学校の教育活動が児童・生徒の実態や保護者、地域住民の方々のニーズ等に対応しているかどうかについて診断し、学校教育改善のための方策を明らかにするものです。

具体的には、児童・生徒、保護者、教職員が記入する診断票に基づいて学校自らが学校経営計画の達成度を点検し、今後の学校教育改善のための方法や手段を講じる際に役立てています。

学校教育自己診断は平成10年度の試行実施を経て、平成11年度から本格実施が始まり、平成14年度には大阪府内の全府立学校で実施。平成24年度からは毎年実施するに至っています。

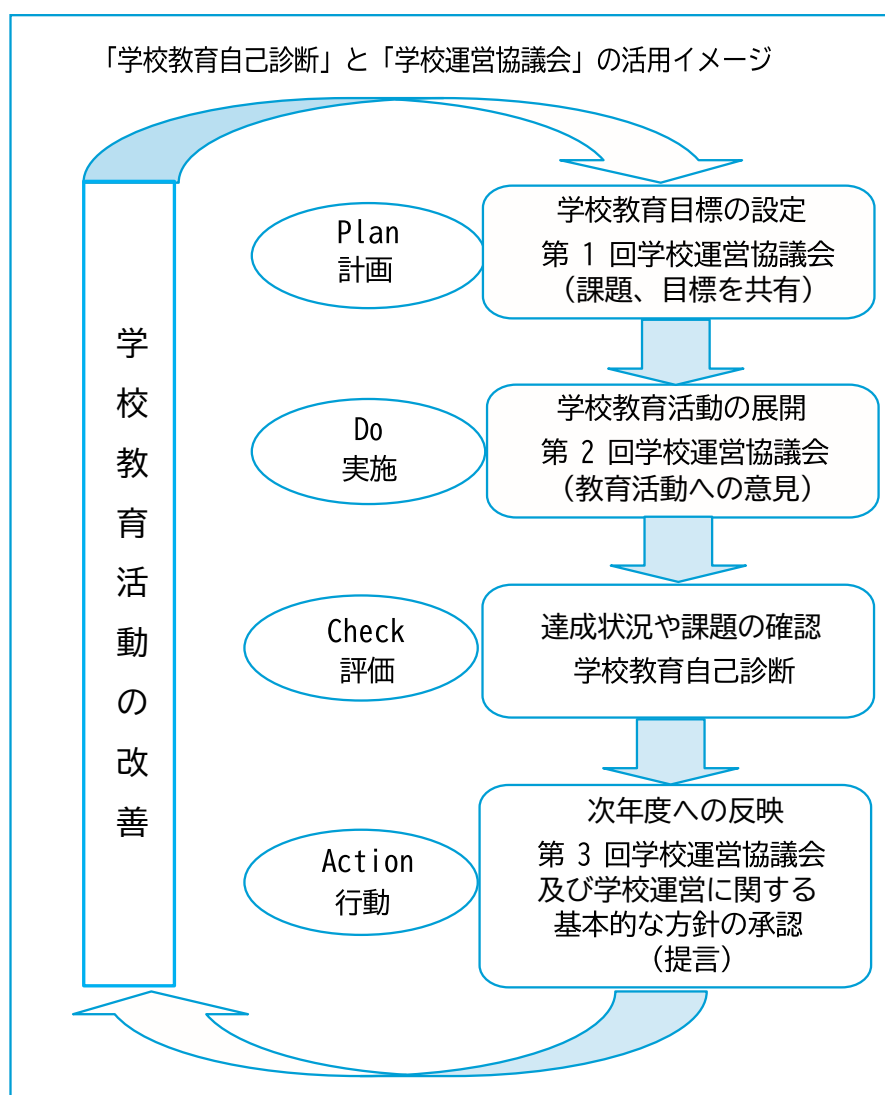
学校運営協議会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（平成29年4月1日一部改正）に基づき、学校運営や学校の課題に対して、より広く保護者や地域の住民の方々が学校運営に参画できるよう、平成30年度より全府立学校に設置することとなりました。

学校運営協議会は「学校運営に関する基本的な方針の承認」や「学校経営に関する事項」「学校評価に関する事項」「教員の授業その他の教育活動に係る保護者からの意見の調査審議に関する事項」「職員の任用に関する事項」について協議を行い、校長・准校長や大阪府教育委員会に対して意見を述べます。そのために少なくとも年3回会議を開くこととしています。また、学校運営協議会委員は原則6名で、保護者、地域の住民、学校の運営に資する活動を行う者、学識経験者を必ず含みます。

なお、保護者からの意見の申出については、所定の様式により、Eメール、郵送、各学校が設置する専用箱への投函などの方法で随時受け付け、協議できるようにしています。

このように学校教育自己診断の結果が学校教育の課題を明らかにし、学校運営協議会等で話し合われたことが学校運営の改善へとつながっていくシステムになっています。

保護者の方々は、学校との日常的な意見交換に加え、「学校教育自己診断」や「学校運営協議会」等を通じて学校にご意見をお寄せください。



(5) P T A活動

- ◆ P T A活動は、家庭教育・学校教育・地域社会すべてにかかわる最も幅の広い教育活動です。
- ◆ P T Aは、生涯学習の場として大きな可能性をもっています。

P T Aは、各学校の保護者と教職員を構成員とする団体で、わが国では、昭和 22 年から 25 年頃にかけて、ほとんどの小・中・高等学校で結成されました。[大阪府立高等学校 P T A協議会](#)は昭和 28 年に設立され、以後、半世紀余にわたり代表的な社会教育関係団体として重要な役割を担っています。

設立当初、財政的に困窮していた当時の社会情勢などを反映し、P T Aは学校後援会的な性格を色濃くもっており、P T A活動の意義が十分に理解されないまま、もっぱら学校からの要望に沿った活動を行っていた時期もありました。

しかし、その後のめざましい経済成長や社会の変化にあわせて、P T Aの本来のあり方が問われ、P T A活動に対する理解が進んでいくとともに、このような活動は薄れつつあります。

P T Aは、何よりも子どもたちの健やかな成長を図ることを目的とした団体であり、その目的を果たすために、保護者・教職員の連携・協力のもと、会員相互が学習活動など必要な活動を行います。

この場合の学習活動とは「学ぶ」「理解する」とともに、そのうえに立った実践活動をも含む広い活動を意味しています。

また、最近では、生涯学習社会の到来ともあいまって、まさに、大人の学び場としての期待も高まっています。

さらに、家庭・地域社会それぞれにおいて、子どもたちを取り巻く環境が著しく変化する中、家庭や地域の教育力の低下が指摘されており、学校と家庭・地域を結ぶ架け橋としてのP T Aの役割も、ますます重要となってきています。

このような状況のもと、会員一人ひとりが、あらためてP T A活動の真の意義を理解し、時代に対応したP T A活動のあり方を考えることが求められています。それぞれの学校や地域の実態を踏まえたうえで、次のようなことからなどについて学習を深め、P T A活動に取り組む必要があります。

- ①学校教育に対する理解と振興
- ②家庭教育の意義と役割の認識
- ③地域の中のP T Aの役割と存在意義
- ④青少年をとりまく課題への対応
- ⑤国際化・情報化・高齢化など社会の変化への対応
- ⑥だれもが参加できる活動や運営のあり方
- ⑦人権尊重の教育への対応

資料1 授業料・就学支援金・奨学金・その他の貸付・融資制度の概要

府立高等学校で学ぶ生徒さんのための各制度です。

ここでは、概要のみ記載していますので、詳細については、各機関にお問い合わせください。

① 府立高等学校の授業料等

課程	入学検定料	入学料	授業料	学校諸費
全日制	2,200円	5,650円	118,800円（月額9,900円）	学校、課程により異なります。
定時制	950円	2,100円	32,400円（月額2,700円）	
通信制	800円	500円	1単位あたり年額330円	

(1)入学検定料は、出願前に納付が必要です。

(2)入学料は、入学許可日（合格発表日）以降の学校の指定する日までに納付が必要です。

(3)授業料と学校諸費は、3か月分ずつ年4期（4月、7月、10月、1月）で納付いただきます。

ただし、授業料については、次の「高等学校等就学支援金」の認定を受ければ無償となります。

② 高等学校等「しゅうがくしえんきん就学支援金」制度

就学支援金は、次の支給要件を満たす生徒の授業料を、国が生徒に代わって負担する制度です。現金が支給されるものではなく、返済の必要はありません。新入生は、4月と7月の2回、手続きが必要です。手続きに必要な書類や説明資料は、合格発表後に学校から配付されます。

就学支援金の支給要件

(1) 親権者（保護者等）の住民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額（政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額）で計算される算定基準額が304,200円未満であること。

父母ともに収入のある方は、父母の合計の額になります。

(2) 高等学校等に在学した期間が、通算で36月（定時制は48月）を超えていないこと

(3) 申請書（または届出書）と親権者（保護者等）の個人番号カードの写し等を定められた期限内に提出すること

③ 高等学校等「しゅうがくきょうがく奨学のための給付金」制度

奨学のための給付金は、非課税世帯と生活保護受給世帯を対象に、授業料以外の教育費に充てるための現金を給付する制度です。返済の必要はありません。

奨学のための給付金の給付要件（令和5年度の内容です。）

令和5年7月1日時点において、次の(1)から(5)の要件をすべて満たしている必要があります。（※1）

(1) 保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であること

(2) 保護者等（親権者全員）が、大阪府内に在住していること（※2）

(3) 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと（令和6年3月1日までに復学した場合は、給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。）

(4) 生徒が、国公立の高等学校等に在学していること（大阪府外の高等学校等も対象となります。）

私立高校についても同様の制度があります。府のホームページをご覧ください。

(5) 生徒が、平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等の第 1 学年に入学していること

(※1) 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別養育費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。

(※2) 保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対して奨学のための給付金を申請しない場合に限り、大阪府に申請できます。

奨学のための給付金の給付区分と給付金額

区分	対象生徒の区分	給付金額	
		全日制 定時制	通信制
1	生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒	32,300 円	
2	区分 3 に該当する兄弟姉妹のいない生徒	117,100 円	50,500 円
3	令和 5 年度道府県民 税所得割額 及び 市町村民税所得割額 非課税世帯 生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹 が a・b のいずれかに該当する場合 a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟 姉妹が次の条件を満たす場合 ・生年月日が平成 12 年 7 月 3 日から平 成 20 年 4 月 1 日までの間であること ・中学校や高等学校（全日制・定時 制）に在学していないこと	143,700 円	

詳しくは府民お問合せセンター ピピっとライン 電話 06-6910-8001

平日午前 9 時～午後 6 時（土日祝日、年末年始除く）

④ [大阪府育英会奨学金制度](#)

資格・所得基準	貸付限度額	募集期間・貸付期間
保護者が（父母等）大阪府民であって、 下記所得基準（保護者所得合算）を満た し、高校等に進学を希望、又は在籍する 生徒の方 ■所得基準 以下の【算式】により算出された額が次の とおりであること。 【算式】	国公立 授業料実質負担額（※2） + その他教育費 10 万円 （授業料実質負担額が無償となる 場合は、10 万円）	在学募集 高校在学中の 4 月上旬 ～ 5 月上旬頃で各学校が 定める期間

<p>市町村民税の課税標準額×6%</p> <p>－市町村民税の調整控除の額</p> <p>(政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額)</p> <p>国公立</p> <p>所得判定額・・・251,100円未満</p> <p>(年収めやす(※1)800万円未満)</p>		
---	--	--

※1 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のものです。

実際は、上記の算式により算出された所得判定額(保護者合算)により判定します。

※2 各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。

上記記載内容は、令和6年度新入生の方への貸付内容です。今後変更となる場合がありますので、ご留意願います。

お問い合わせ先 [公益財団法人大阪府育英会](#) (06) 6357-6272

④ その他の貸付・融資制度

名称・問い合わせ先	資格	貸与額
市町村の奨学金 お住いの市町村	奨学金制度の有無・内容については、直接お住いの市町村にお尋ねください。	
生活福祉資金貸付制度(教育支援金) 大阪府社会福祉協議会 電話(06)6762-9474	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府内に居住していること 「生活保護世帯」、府市町民税が「非課税世帯」などの低所得者世帯 他制度が利用できるまでの「つなぎ」として適用します。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援費(月額)(無利子) 35,000円以内 ※特に必要と認める場合に限り引き上げ可能。事前相談が必要です。 就学支度費(無利子) 500,000円以内 申請受付は入学年度の4月未まで
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度(修学資金・就学支度資金) お住まいの 市町の福祉事務所 等 (福祉事務所の設置されていない町村にお住まいの方は、 大阪府内の子ども家庭センター)	<ul style="list-style-type: none"> 20歳未満の子を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦(配偶者の無い女性で、かつて母子家庭の母だった方) ※返済能力のある母や父、第三者を連帯保証人に設ける場合、子ども自身が借主として貸付申請できることもあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 修学資金(月額)(無利子) 27,000円以内 ※公立・自宅通学の上限 ※高校授業料実質無償化分は貸付対象外

	<p>※20歳未満の子が申請する場合は、法定代理人の同意と連帯保証人が必要</p> <p>※返済能力を有すること</p>	
<p>日本政策金融公庫（国の教育ローン） 教育ローンコールセンター 電話（0570）008656</p>	<p>保護者の世帯の年間収入（所得）が次の金額以下であること</p> <p>子どもの数 給与所得者（事業所得者）</p> <p>1人 790万円（600万円）</p> <p>2人 890万円（690万円）</p> <p>3人 990万円（790万円）</p> <p>4人以上はコールセンターにお問い合わせください。</p> <p>◎子どもの人数が2人以内の場合、世帯の年間収入（所得）に上限額が990万円（所得790万円）緩和されることがあります。詳しくはコールセンターにお問い合わせください。</p>	<p>（令和5年10月2日現在）</p> <p>生徒1人につき350万円以内</p> <p>利率 年2.25%</p> <p>※母子家庭、父子家庭、世帯収入200万円（所得122万円）以内の方または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円（所得356万円）以内の方は年1.85%</p> <p>返済期間 最長18年以内</p>

○上記記載内容は令和6年1月現在の内容です。利用にあたっては各機関にお問い合わせください。

○ その他の奨学金制度や各制度の詳細については、大阪府教育庁のホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/syogaku201904/index.html> でもご覧いただけます。

○ 奨学金制度は、先輩奨学生から返還されたお金を財源として新たな奨学生に貸与していく制度です。奨学金や進学のための融資制度を利用する場合は、しっかりとした返済計画を立ててください。

資料2 各種教育相談等窓口

① 青少年問題に関する相談全般 [いじめ・問題行動・家庭相談・悩み相談など]

[大阪府子ども家庭センター](#)

名 称	所 在 地 [最 寄 駅]	電話番号 FAX 番号	担 当 地 域
大阪府中央 子ども家庭センター	〒572-0838 寝屋川市八坂町 28-5 [京阪本線 寝屋川市駅]	TEL 072-828-0161 FAX 072-828-5319	守口市、枚方市、寝屋川市、 大東市、門真市、四條畷市、 交野市
大阪府池田 子ども家庭センター	〒563-0041 池田市満寿美町 9-17 [阪急宝塚線 池田駅]	TEL 072-751-2858 FAX 072-754-1553	豊中市、池田市、箕面市、 豊能町、能勢町
大阪府吹田 子ども家庭センター	〒564-0072 吹田市出口町 19-3 [阪急千里線 吹田駅]	TEL 06-6389-3526 FAX 06-6369-1736	吹田市、高槻市、茨木市、 摂津市、島本町
大阪府東大阪 子ども家庭センター	〒577-0809 東大阪市永和 1-7-4 [近鉄奈良線 河内永和駅]	TEL 06-6721-1966 FAX 06-6720-3411	八尾市、柏原市、東大阪市
大阪府富田林 子ども家庭センター	〒584-0031 富田林市寿町 2-6-1 (大阪府南河内府民センタービル内) [近鉄長野線 富田林西口駅]	TEL 0721-25-1131 FAX 0721-25-1173	富田林市、河内長野市、 松原市、羽曳野市、藤井寺市、 大阪狭山市、太子町、河南町、 千早赤阪村
大阪府岸和田 子ども家庭センター	〒596-0043 岸和田市宮前町 7-30 [南海本線 和泉大宮駅]	TEL 072-445-3977 FAX 072-444-9008	岸和田市、泉大津市、貝塚市、 泉佐野市、和泉市、高石市、 泉南市、阪南市、忠岡町、 熊取町、田尻町、岬町
<p>相談の内容 非行 不登校 性格・行動 適正 保健</p> <p>●対 象 中学卒業年令(15歳)から概ね25歳までの青少年および保護者等</p> <p>●方 法 電話相談及び面接相談</p> <p>●受 付 時 間 月～金曜日 午前9時から午後5時45分(土・日曜日、祝日、年末年始は休みです)</p> <p>●費 用 無料</p> <p>●相談担当者 ケースワーカーなど</p>			

■ 大阪市にお住まいの方

- (此花区、中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、城東区、鶴見区、住之江区、西成区)

[大阪市中央こども相談センター](#)

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央 1-17-5

TEL 06-4301-3100 FAX 06-6944-2060

○（北区、都島区、西淀川区、淀川区、東淀川区、旭区）

[大阪市北部こども相談センター](#)

〒533-0032 大阪市東淀川区淡路 3-13-36

TEL 06-6195-4114 FAX 06-6195-2314

○（阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区）

[大阪市南部こども相談センター](#)

〒547-0026 大阪市平野区喜連西 6-2-55

TEL 06-6718-5050 FAX 06-6797-1511

■ 堺市にお住まいの方

○[堺市子ども相談所](#)

〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町 4-3-1（堺市立健康福祉プラザ 3 階）

TEL 072-245-9197 FAX 072-241-0088

② 教育に関する相談 [不登校、いじめ、学校生活、進路、家庭での学習態度など]

名 称	所 在 地	電 話 番 号	相 談 日 等
大阪府教育センター すこやか教育相談	大阪市住吉区苅田 4-13-23	<ul style="list-style-type: none"> ・すこやかホットライン (子ども専用) 06-6607-7361 ・さわやかホットライン (保護者専用) 06-6607-7362 ・しなやかホットライン (教職員専用) 06-6607-7363 ・学びふたたびホットライン (高校中退に関する相談) 06-6607-7353 ・24 時間対応 「すこやか教育相談 24」 0120-0-078310 	<p>○受付期間 月～金曜日午前 9 時 30 分から 午後 5 時 30 分 祝日・年末年始はお休みです。 Eメール・FAX 相談は、24 時間 窓口設置 ただし回答は後日</p> <p>○相談担当者 精神科医・臨床心理士・教員経 験者・指導主事など</p>

③ 非行・問題行動に関する相談

[不良交友、深夜はいかい、無断泊、シンナー等の乱用、万引き、暴力行為、暴走族、家出、怠学など]

名 称	所 在 地	電 話 番 号	相 談 日 等
グリーンライン	大阪市天王寺区 伶人町 2-7 大阪府夕陽丘庁舎	06-6944-7867 (なやむな)	○午前9時から午後5時45分 (土・日曜日、祝日、年末年始は休みです) ○少年からの相談及び家族、地域住民等からの非行 問題やしつけ等に関する相談
青少年クリニック	大阪府夕陽丘庁舎 3階	06-6773-4970 (よくなれ)	○午前9時から午後5時45分 (土・日曜日、祝日、年末年始は休みです) ○…少年の問題行動の原因究明等に関する相談

[大阪府少年サポートセンター](#)

地域社会における非行防止活動のキーステーションとして、府内10か所に設置され、地域の関係機関・団体等と連携し、次のような非行防止及び健全育成のための活動を行っています。

・街頭補導 ・立ち直り支援活動 ・少年相談 ・広報活動

名 称	所 在 地	電 話 番 号	担 当 市 区 町 村
中央少年 サポートセンター	大阪市天王寺区伶人町 2-7 (大阪府夕陽丘庁舎 4階)	06-6772-4000	大阪市都島区、中央区の一部(東警察署管轄区域)、旭区、天王寺区、東成区、阿倍野区、城東区、生野区、東住吉区、鶴見区、平野区
梅田少年 サポートセンター	大阪市北区末広町 3-21 (扇町センタービル 6階)	06-6362-2225	大阪市北区、福島区、此花区、西淀川区、東淀川区、淀川区
難波少年 サポートセンター	大阪市中央区東心斎橋 2-1-3 (日垂ビル 2階)	06-6211-3400	大阪市西区、港区、大正区、中央区の一部(南警察署管轄区域)、浪速区、住吉区、西成区、住之江区
八尾少年 サポートセンター	八尾市荘内町 2-1-36 (中河内府民センタービル 4階)	072-992-3256	八尾市、柏原市、東大阪市
堺少年 サポートセンター	堺市西区鳳東町 4-390-1 (泉北府民センタービル 3階)	072-274-2355	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
池田少年 サポートセンター	池田市城南 1-1-1 (豊能府民センタービル 4階)	072-710-3617	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
枚方少年 サポートセンター	枚方市大垣内町 2-15-1 (北河内府民センター 4階)	072-843-2000	守口市、枚方市、大東市、寝屋川市、門真市、交野市、四條畷市
富田林少年 サポートセンター	富田林市寿町 2-6-1 (南河内府民センタービル 2階)	0721-25-4922	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
岸和田少年 サポートセンター	岸和田市野田町 3-13-2 (泉南府民センタービル 4階)	072-423-2486	岸和田市、貝塚市、泉南市、泉佐野市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
茨木少年 サポートセンター	茨木市中穂積 1-3-43 (三島府民センタービル 4階)	072-625-6677	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町

受付時間：月～金曜日(祝日、年末年始は休みです) 午前9時から午後5時45分

④ こころとからだ・性に関する相談 [身体に関すること、性、妊娠、精神保健、情緒障がい、自閉症、偏食、心因性疾患など]

名 称	所 在 地	電 話 番 号	相 談 日 等
こころの電話相談 専用ダイヤル	〒558-0056 大阪市住吉区万代東 3-1-46	06-6607-8814 (直)	○月・火・木・金曜日 (年末年始・祝日を除く) 午前9時30分から午後5時00分 ○相談方法 電話
(大阪市にお住まいの方) 大阪市 こころの健康センター こころの悩み電話相談	〒534-0027 大阪市都島区中野町 5-15-21 (都島センタービル 3階)	06-6923-0936	○月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時30分から午後5時
(堺市にお住まいの方) 堺市 こころの健康センター こころの電話相談	〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町 4-3-1 (健康福祉プラザ 3階)	072-242-5500 (直)	○月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時から12時、 午後12時45分から5時
大阪精神医療センター 児童思春期外来	〒573-0022 枚方市宮之阪 3-16-21	072-847-3261 (代)	○予約制 受付時間：平日午前9時から午後5時 診療予約変更専用電話番号 072-847-3231 (平日午前8時30分～午後5時)
大阪大学大学院 人間科学研究科 心理教育相談室	〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 1-2	06-6879-8135	○完全予約制(有料) 受付時間：月～金曜日午前10時から午後 5時(ただし、火曜日は午後4時まで) ○相談員 大学院生(初回は臨床心理士の資 格を持った教員又は大学院生) ○相談方法 面接・プレイセラピー ○相談内容 心理的問題全般
保 健 所	保健所においても、青少年のこころとからだに関する相談に応じています。 詳細はお近くの保健所まで直接お問合せください。 保健所に関するお問合せは、大阪府健康医療部健康医療総務課保健所・事業推 進グループ(TEL06-6944-6721)まで。		

資料3 通信制・単位制高等学校、高等職業技術専門校等

① 通信制・単位制高等学校

名 称	所 在 地	電 話
大阪府立槻の木高等学校 (全日制・単位制)	〒569-0075 高槻市城内町 2-13	072-675-2600
大阪府立市岡高等学校 (全日制・単位制)	〒552-0002 大阪市港区市岡元町 2-12-12	06-6582-0330
大阪府立中央高等学校 (昼夜間単位制)	〒540-0035 大阪市中央区釣鐘町 1-1-5	06-6944-4401
大阪府立 大阪府教育センター附属高等学校 (全日制・単位制)	〒558-0011 大阪市住吉区苅田 4-1-72	06-6692-0006
大阪府立桃谷高等学校 (通信制・単位制)	〒544-0021 大阪市生野区勝山南 3-1-4	06-6712-0371
大阪府立大阪わかば高等学校 (多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部)	〒544-0014 大阪市生野区巽東 3-10-75	06-6757-9171
大阪府立鳳高等学校… (全日制・単位制)	〒593-8317 堺市西区原田 150	072-271-5151

② 高等職業技術専門校等

名 称	所 在 地	電 話
北大阪高等職業技術専門校	〒573-0128 枚方市津田山手 2-11-40	072-808-2151
東大阪高等職業技術専門校	〒578-0984 東大阪市菱江 6-9-10	072-964-8836
夕陽丘高等職業技術専門校	〒543-0002 大阪市天王寺区上汐 4-4-1	06-6776-9900
南大阪高等職業技術専門校	〒594-1144 和泉市テクノステージ 2-3-5	0725-53-3005
大阪障害者職業能力開発校	〒590-0137 堺市南区城山台 5-1-3	072-296-8311

資料4 大阪府立高等学校関連の見舞金・給付・補償等の各制度の概要

① 大阪府立高等学校PTA協議会（府高P）災害入院見舞金制度

本会（府高P）の加盟校のPTA会員に次の災害入院見舞金を給付します。

負担金は在籍生徒数×100円／年

- (1) 学校管理下における生徒の災害（傷病・事故等）での入院により災害入院見舞金を贈る。
- (2) 単位・ブロック・大阪府・近畿・全国のPTA活動に参加の生徒・保護者・教職員等関係者が災害（傷病・事故等）にあったときに災害入院見舞金を贈る。（物損なし）

入院 2泊 3日～13泊 14日（連続） 20,000円

入院 14泊 15日～29泊 30日（合算可） 50,000円

入院 30泊 31日（合算可）以上 80,000円

（8万円限度）

○疾病による災害入院見舞金は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済の給付対象となる事由に限り給付するものとする。

○災害入院見舞金の請求については、生徒（保護者）は在学中、教職員は在任中とする。

○災害入院見舞金を請求する事が出来る権利は、生徒（保護者）は高等学校在学中、教職員は在任中に発生した傷病・事故に限る。

② 全国高P連 賠償責任補償制度

本会（府高P）の加盟校の学校PTA単位の任意加入（現在85%が加入）

加入校の在籍生徒が対象、掛金は1人あたり400円／年

・生徒 対人・対物賠償責任 学校管理下（生徒に過失）及び学校管理外

支払限度額（対人・対物合算）1事故につき1億円

免責金額（自己負担額） 1事故につき5千円

・PTA 対人・対物賠償責任 PTA（団体）に過失がありPTA活動中

支払限度額（対人・対物）、免責金額（自己負担額）があります

補償内容についてのお問い合わせ窓口

東京海上日動火災保険会社（担当課）公務第二部 文教公務室

TEL. 03-3515-4133 FAX. 03-3515-4132

事故が起きた場合の連絡先

0120-119-110 東京海上日動安心110番(株) (24時間365日受付)

③ 大阪府立高等学校PTA協議会高校生総合補償制度・自転車総合補償制度

入学時に案内される任意加入の補償制度。本会（府高P）が窓口となることにより団体割引が適用されます。（3千人以上5千人未満加入で約20%割引）

本会（府高P）では、行動範囲が広がる高校生のために平成26年度より独自の保障制度をご案内しております。

高校生総合補償制度

上記に加えて、事故や病気の際の補償や扶養者が万一死亡した場合（または重度後遺障害を負ってしまった場合）の、子ども達の未来のための育英費用の補償など（地震等の天災も対応します。）

自転車総合補償制度

日本国内において自転車の所有・使用又は管理に起因して、他人にケガを負わせたり、他人の財産を壊したりすること等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合、並びに自己のケガの補償

加入者の問い合わせ先

損保ジャパンパートナーズ株式会社 大阪支店 TEL 0120-809-805

事故の場合は TEL 0120-043-192 事故サポートセンター（24 時間対応）または 学校担当代理店

④ 日本スポーツ振興センター給付金制度

府立高校生のほぼ全員が加入しています。

掛金（全日制 2,150 円、定時制 980 円、通信制 280 円）は保護者・大阪府で負担、給付金の一部を国が負担しています。

学校管理下における生徒の負傷、疾病障がい又は死亡に対して、医療費、障がい見舞金又は死亡見舞金の給付を行っています。

大阪府立高等学校PTA協議会規約（抜粋）

第1条 本会は大阪府立高等学校PTA協議会と称し、事務局を大阪市中央区糸屋町2-1-1三和センチュリービル701号におく。

第2条 本会は府立高等学校PTA（以下「単位PTA」という。）をもって組織する。

第3条 本会は次の2部会をおく。

第1部会（普通高等学校PTA）

第2部会（実業高等学校PTA）

第4条 本会は単位PTA相互の連絡協調と生徒、保護者、教職員の災害（傷病・事故等）について入院見舞金を贈り、その健全な発展を図ることを目的とする。

第5条 本会はその目的達成のため次の事項を推進する。

- (1) 高等学校教育について理解を深めその充実発展に協力する。
- (2) 家庭教育の振興に努力する。
- (3) 教育の社会的環境の浄化に努める。
- (4) 教育の政治的中立の確保を期する。
- (5) 災害（傷病・事故等）について入院見舞金を贈る。

第6条 本会に次の役員等をおく。

(1) 役員

会長 1名

副会長 2名

書記 1名

会計 1名

幹事 6名

(2) 会計監査委員 2名

(3) 相談役 2名

2～9（略）

第7条 役員は、第12条に定める各ブロック代表校の単位PTA会長又は副会長及び別に選出される第2部会の部会長をもってあてる。

2 会長、副会長、書記、会計及び幹事は、新旧合同役員会において新役員の中から候補者を選考し、総会の承認を得て決定する。

第8条 会計監査委員は、顧問税理士または顧問会計士1名と新旧合同役員会において会計以外の前年度役員中から1名の候補者を選考し、総会の承認を得て決定する。

第8条の2 相談役は、新旧合同役員会において前年度の役員等から候補者を選考し、総会の承認を得て決定する。相談役の再任についても同様とする。

2 相談役は、役員会に出席して意見を述べることができる。

第9条 本会の役員及び会計検査委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、後任者が決定するまでの期間はその職務を行う。

第9条の2 相談役の任期は1年とし、一度に限り再任を妨げない。

第9条の3 役員は、自己の健康上の理由や社会通念上やむを得ない事情等で役員の職務の継続が困難な場合は、会長に辞任を申し立てることができる。

2 会長は前項の申し立てがやむを得ないと認めるときは、辞任を認め、第7条の規定により補充選任する。

3 補充選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第10条 本会に顧問を置き、大阪府立学校長協会会長にこれを委嘱する。

2 顧問は役員会に出席して意見を述べることができる。

第11条 本会の会議は次のとおりとし、それぞれに該当する単位PTA会長又は副会長で構成される。

(1) 総会 (2) 部会 (3) ブロック会 (4) 役員会

2 総会の議事運営についての詳細は「総会議事運営規程」で定める。

第12条 本会の各ブロックは、別表のとおりとする。

第13条 本会の会議は、それぞれ構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決には出席者の過半数の同意を必要とする。

第14条 本会に広報委員会ならびに人権啓発委員会を置く。委員は、会長が委嘱する。

第15条 本会の会務運営上必要があるときは、特別委員会をおくことができる。その構成員は、会長が委嘱する。

第16条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、入院見舞金負担金、その他の収入をもってこれにあてる。

第17条 本会に単位PTAが納入する年間会費、入院見舞金負担金の額は、別表に定める額とする。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第19条 本会の事務を処理するため、事務局に職員をおく。職員の任免は役員会に諮り会長が行う。

2 事務局職員についての詳細は、別に定める。

第20条 この規約は、総会の承認を得て改正することができる。ただし、府立高等学校の新設、統・廃合等によるブロックの編成の変更については総会の承認を要しない。

別表 (略)



表紙 絵

みんちりえ (<https://min-chi.material.jp/>)

「輝く青春のために

—ともに高校生活を考える—」

令和6年3月（令和6年度版）

編集・発行 大阪府立高等学校PTA協議会

〒540-0021

大阪府中央区糸屋町2-1-1

三和センチュリービル701号

電話 06-6809-6440

FAX 06-6809-6445

E-mail oskpk@angel.ocn.ne.jp

URL <https://ophspta.net/>